

学校生活における 事故防止の留意点

Ⅳ 学校生活における事故防止の留意点

1 小学校における事故防止の留意点

元東京都世田谷区立塚戸小学校長

元全国学校安全教育研究会会長

永 山 満 義

1 事故をなくすことはできないが減らすことはできる

独立行政法人日本スポーツ振興センター（JSC）では、学校の管理下における児童生徒の災害に対して災害共済給付を行うとともに、今まで蓄積された膨大なデータを基に、事例の分析や関連調査、関連情報の提供など、事故防止のための取組の支援も同時に行っている。過去のデータから読み取れる加入者数、医療費・障害見舞金・死亡見舞金等の推移や、発生状況など事故事例を含めた災害データを見てみると、実に様々な事故が学校で発生していることが分かる。幼稚園・保育所等から高等学校までの学校で発生する災害（負傷・疾病・障害又は死亡）は、平成29年度だけでも100万件を超えている。

しかも、この数は災害共済給付対象となっているものだけである。保健室で手当できる比較的軽いものを含めれば、その数は計り知れない。統計上の数は毎年減少してはいるものの、教育活動に伴うけががいかに多いかがあらためて実感できる。まだ体も心も発達途上にある子どもたちが集まる学校で起こる事故の中には、防ぐことが難しいものもあるだろう。しかし多くの場合は、教師の危機意識がもう少し高ければ、あるいは子どもたちの危険回避能力がもう少し身についていれば、防ぐことができたと思われる事例が実に多い。事故を完全になくすことはできないかもしれない。しかし、減らすことは確実にできる。そのためには、教師自身が「事故防止」についてもっと学ばなければならない。

2 教師一人一人の危機意識を高める

地震で学校のブロック塀が倒れ、小学校4年生の子どもがその下敷きになって死亡するという痛ましい事故が起きた。このブロック塀は、以前から危険性が指摘されていたが、点検の結果、問題はないということで放置されたままであった。また、高温注意情報が出されていた暑い日に校外学習に出掛け、小学校1年生が熱中症で死亡するという事故も発生した。これらの事故はいずれも、教師を含む私たち大人の危機管理意識に課題があったのではないだろうか。地震や暑さは自然現象なので防ぐことはできない。しかし、避けられない自然現象に対する予防対策はできたはずであり、子どもの命も救えたはずである。

後で紹介する事例の数々は、どの学校でも起こり得る事故である。子どもは大人に比べて経験が少なく、危険に対する判断力も弱い。その反面、好奇心は旺盛で、理屈よりも行動が先走る。後先のことはあまり考えず、体の芯から湧き上がる「やってみたい」という気持ちが優先する。したがって、大人であればまずやらないような危険な行動に走ってしまうこともある。まず教師

は、そのような子どもの行動特性を十分に認識し、安全対策を練っておくことが大切である。

教師の危機意識を高めるためには、危険を察知する感覚が必要である。これは「いじめ」の兆候をキャッチする感覚と似ている。アンテナの鋭い教師は、子どもの何気ない言動や表情から「どうも様子がおかしい」と感じ、対応することができる。反対に、いじめが進行していることに気付かないまま、深刻な事態を招いてしまう教師もいる。そういう教師は、教室の中に隠れている危険がアンテナに引っかからないまま放置して、事故を呼び込んでしまう。「ネジがはずれている」「釘が飛び出している」という目に見えるものに気付くことはもちろん、「この場所は雨が降ると滑りやすい」「子どもの体力から考えてこの計画には無理がある」という直接目には見えない危険に気付く教師の能力が学校事故を防ぐ。そのためには、教師が意識的に危機意識を高めようとする積極的な努力が欠かせない。

3 児童の危険回避能力を育成する

休み時間、校庭で子どもが鬼ごっこをしていて他の子どもと衝突することがある。このような事故は、なくすことができるであろうか。安全管理の一つとして、看護当番が校庭に出て子どもの遊びを指導したり見守ったりしていたとしても、教師の目の前で突然発生する衝突を止めることはできない。いくら事前指導をしていても、夢中で走り回っている子どもには「危ない」という意識は薄い。遊びの種類で場所を分けたり、学年ごとに遊ぶ時間や場所を決めたりすることによって安全性は高まるが、それでも事故の可能性はなくなる。つまり、教師の力だけでは事故防止は不十分なのである。そこで、事故を防ぐためには子ども自身が危険を予測し、その危険から身を守る力を育てていくが必要になってくる。これは、学校以外の子どもの行動を考えればなおのことである。地震をはじめとする自然災害はいつ起こるか分からない。学童保育や塾などで、夕方遅く一人で道を歩くこともある。車の多い交差点を自転車で横断することもある。安全指導や安全教育では、自分の命は自分で守るという意識を子どもたちにしっかりとたせることが大切である。学校安全は、教師と子ども、さらには家庭や地域が一緒になって考えていくことで効果が倍増する。

4 事例から学ぶ

ここからは、JSCが災害共済給付を行った事例の中から事故の具体例をいくつか挙げ、その原因や事故防止について考察してみたい。小学校だけで年間35万件にも及ぶ負傷・疾病の事故それぞれに原因があり、中には防ぐのは難しい事例もある。しかし、事前に危険を予測していたら、誰かが危険に気付いていたら、子どもに一声かけていたら、その事故は防げたかもしれない。事故が起きてから後悔しても遅い。事故予防や対策にかけるエネルギーに比べて、事故発生後の対応にかけるエネルギーはあまりにも大きい。学校から事故を減らすためにも、教師の危険を予測する力や危険を排除する努力が必要である。そのためには、過去に起きた事故の状況や原因を知り、自分だったらどうするか、学校としてどう取り組んでいけばよいかを考えることが、子どもを守ることにつながってくる。その意味でも過去の事例に学ぶことは大きな意義がある。

29死- 8	小1年・男	窒息死（溺死以外）	（下校途中）
--------	-------	-----------	--------

友人と一緒に帰宅途中、ランドセルを背負ったまま遊具で遊んでいた。すべり台を滑ろうと、正方形の格子の上を渡って向かおうとしたところ、足が滑り、格子にランドセルと体が挟まった状態になり首が格子の棒で圧迫された。すぐそばにいた大人に助けを求め、救急搬送され、病院で心肺蘇生を行った結果、蘇生したが意識は戻らず数か月後に死亡した。

体を保護する役目もあるランドセルを背負ったまま遊んでいて起きた死亡事故である。同じような事故は、過去にも何度か起きている。ランドセルだけでなく、習字道具や水筒の紐が遊具などに引っかかって首が締め付けられたという事故もある。ふつう子どもが遊ぶときはランドセルを背負ったりはしないが、下校途中に短時間だけ寄り道するような場合は、ランドセルや水筒を下ろさないまま遊んでいることがある。体育の授業などでは、教師は体操着の着方や紅白帽着用を徹底するが、遊びを含めたそれ以外の活動では服装は比較的自由である。しかし子どもは、体育の時間よりもむしろ遊んでいるときのほうが活動的であり、危険に対しても無防備である。だから、それだけけがをすることも多い。しかも、登下校途中などは教師の目が届かない。安全な登下校や遊び方については日頃の指導を徹底するとともに、教師による巡回も大切である。

29障- 3	小3年・女	外貌・露出部分の醜状障害	（体育・持久走）
--------	-------	--------------	----------

体育の授業で、持久走の練習をしていた。クラス全員でスタートしたところ、混み合っていたので何人かが接触した。その中にいた本児童はバランスを崩して転倒し、顎を地面に強打し挫創を負った。

事故は、狭い場所に子どもが集中したときに起こりやすい。休み時間の始めに教室の出入口でけがが多いのは、授業が終わった解放感や早く校庭に出て場所を確保したいという気持ちがあるから、注意力が散漫になるからである。この事例の場合、クラス全員で一斉にスタートするという状況に問題がある。子どもは走ることに集中するので、周りの安全を確かめようとする意識も薄くなっている。時間差をつけたり出発位置を数箇所に分けたりするなど、分散してスタートすることで事故を予防できる。

29障- 9	小5年・女	歯牙障害	（体育・ティーボール）
--------	-------	------	-------------

体育の授業中、ティーボールをしていた。本児童が試合を見ていたところ、他の児童が使っていたバットが飛んできて、口にもつかった。

ティーボールを指導する上で最も配慮しなければならないことは、待っている児童や見ている児童の位置である。そして、打者がボールを打ち終わった後のバットの処理である。それを十分に指導しないと、打ち終えた後に打者が放り投げたバットが他の児童に当たるといった事故が発生する。したがって、打者と他の児童の距離を十分に確保することや、打ち終わった後のバットを所定の位置に置いてから走るというルールを設けるなど、安全上の工夫が必要である。この事例のような事故は、教師の適切な指導や安全配慮があれば確実に防ぐことができる。こ

れは他の領域でも同じで、危険は常に潜在している。体育の指導計画とともに安全な指導方法に関する資料を作成し、学校全体で共有していくことが学校事故を減らすことに直結する。

29障-16 小6年・女 歯牙障害 (体育・運動会練習)

体育の時間、校庭で運動会の学年種目である棒引きの練習をしていた。味方に加勢しようと棒の斜め後方より駆け寄ったところ、他の児童が勢いよく棒を本児童の方向に引いてしまったため、棒の先端が本児童の上前歯に当たった。

かつて、運動会の種目に「棒倒し」という競技があった。危険だという理由から今ではほとんど姿を消している。では、「棒引き」なら安全かということ、やはり危険な要素は残っている。「棒引き」は、「棒倒し」のように棒が倒れたり落下したりすることはないが、子どもが棒に集中することや引っ張り合うことで生じる危険がある。実際、子ども同士がぶつかったり棒の端が目や歯に当たったりして負傷するケースが多い。みんなが注目している運動会で、しかも勝敗がかかっているような興奮した状況では、子どもには周りの安全を配慮する心の余裕はない。たくさんの子どものが入り乱れる中で、どの子も夢中で力いっぱい棒を引っ張るのだから、当然けがが起こりやすくなる。指導者である教師はそこまで想定し、棒の先を布で巻いたりルールを工夫したりするなど、十分に安全対策を考えておかなければならない。

29障-19 小6年・男 精神・神経障害 (体育・運動会練習)

3時限に体育館で合同体育を実施した。運動会の種目「組体操」の技をいろいろ練習した。2人組で倒立の体勢を作る際に、本児童は足を上げ、手で自分の体を支えようとしたが、足首を持ち支える側の児童がその足を手に当て、よけてしまい、崩れて転倒してしまった。そのときに左頭頂部辺りをぶつけた。

ここ数年、組体操（組立体操）での事故が波紋を呼んでいる。平成26年度を例に挙げると、小学校で発生した災害共済給付対象の事故だけでも6,289件発生している。中学校の1,885件と比較しても、小学校での事故が圧倒的に多い。小学校の技別で見ると、倒立〔15%〕、タワー〔14%〕、ピラミッド〔11%〕、肩車〔9%〕、サボテン〔7%〕、その他〔44%〕で、倒立での事故がトップである。さらに倒立でのけがの種類で言えば、挫傷・打撲〔36%〕、捻挫〔31%〕、骨折〔25%〕がトップ3となっている。この数値でも分かるとおり、けがが発生するのは大技だけでなく、その他も含めればむしろ小技での事故が多い。組体操で発生する事故原因は様々であるが、教師の指導方法や指導体制が未熟である、技が児童の実態に合っていない、親の期待に応えようと難易度を高くする、安全対策が不十分である、ということなどがあげられるだろう。運動会を盛り上げたい、子どもに達成感を味わわせたいという教師の熱い思いも理解できなくはないが、けがをさせてしまっただけでは本末転倒である。同じ組体操でも、見ごたえもあり達成感も味わえる安全性の高い技を工夫することはできる。このことは騎馬戦にも言える。騎馬戦はそれぞれの馬の動きが予測できないため、危険度の高い競技である。運動会を実施するに当たっては安全第一を念頭に置き、きめ細かい計画を立てることが大切である。

29障-21	小2年・男	外貌・露出部分の醜状障害	(図画工作)
--------	-------	--------------	--------

図工の時間にカッターナイフを使用していた。カッターナイフを持ったまま席を立とうとしたとき、バランスを崩して椅子から落ちた。そのときにカッターナイフの刃で左ほおを切った。

現行の学習指導要領の解説には、「身近な材料や扱いやすい道具」の一つとして、「簡単な小刀類」(2年)が挙げられている。また、「特に安全に配慮することは重要である」とも示されている。このことから、カッターナイフを使うこと自体には問題ないであろう。大切なのは「安全に配慮」することである。この事例では、カッターナイフを持ったまま席を立とうとしたことが事故の原因となった。図工に限らず、危険な道具や材料を扱うときには事前にしっかりと約束事を決め、安全な使用方法を十分に指導しておくことが大切である。指導計画を立てたり授業準備をするに当たっては、どんな危険が予想されるか、そして事故を防ぐためにどんな手立てが考えられるかを最優先しなければならない。

29障-22	小6年・男	手指切断・機能障害	(図画工作)
--------	-------	-----------	--------

図工の授業中に校地内でスケッチをした後、教室に戻るため、プレーコートを通りかかったところ、誤ってU字溝の中に消しゴムを落としてしまった。友人と一緒にコンクリート製ふたの片側を持ち上げ、消しゴムを取り終え、ふたを元に戻そうとしたところ、ふたとU字溝の間に左手指を挟んだ。

ふたの穴に物が落ち、それを拾おうと重いふたを持ち上げ、下ろすときに指などを挟むという事故は過去に何度もあり、十分想定できる事例である。ふたには、持ち上げたり雨水を流したりする穴が開いているものがある。自分の持ち物がその穴に落ちたり、飼っている昆虫が中に逃げたりすれば、好奇心の強い子どもたちは何とかして取り戻そうとする。高学年であれば穴に手をかけて力ずくで持ち上げることができるであろう。これも想定内の行動である。U字溝の穴を塞ぐキャップが市販されているが、簡単に外れてしまうこともあり、事故防止という視点ではあまり効果は期待できない。この場合は対症療法的な対応だけでなく、ふたを持ち上げることは危険な行為であることを、しっかり指導しておくことが大切である。

29障-23	小5年・男	視力・眼球運動障害	(理科)
--------	-------	-----------	------

理科の授業中、実験が終わり片付けをしているとき、他の児童が勝手に友人の消えるボールペンで遊んでいたのも、持ち主がボールペンを取り上げようとしたときに予想以上に勢いがついてしまい、そのやりとりを見ていた本児童の眼にボールペンが刺さってしまった(芯は出ていなかった)。

授業中の事故で多いのが、文具類によるけがである。子どもたちが日常使っている学習用具であるえんぴつ、コンパス、定規、下敷きなども、扱い方によっては危険なものとなる。プリントを配っていて紙の縁でけがをする場合もある。極論すれば、子どもの周りにあるもの全てに、危険が内在していると言える。だからと言って、いちいちそれらを排除していたら学校生

活が成り立たない。大切なことは、教師が様々な危険の可能性を認識し、日頃から子どもたちに注意喚起をしておくことである。この事例の場合、勝手に人のものを使わないことや、先の尖った道具の扱い方などをきちんと指導しておくことで防ぐことができる。

29障-24 小6年・女 外貌・露出部分の醜状障害 (家庭・調理実習)

家庭科の調理実習でフライドポテトを作っていた。出来上がったポテトをお玉ですくって鍋から上げようとした際、左手に油がかかったため、とっさに右手に持っていたお玉と左手に持っていたフライドポテトを入れた皿を落とした。その際に高温の油が左手と右足くるぶし上からふくらはぎ周辺、太ももにかけてかかり、熱傷となった。

「ポテトをお玉ですくった」ということは、油をたっぷり使っていたと考えられる。学習指導要領の解説には、調理に用いる食品としては「米飯」と「みそ汁」以外は題材を指定していない。したがって、実際の調理実習では地域や学校、児童の実態に応じた多様な食品を用いることになる。また、調理方法としては、「米飯」と「みそ汁」作りのほか、「ゆでる」「いためる」ことを指導することになっている。さらに衛生上、安全上の留意事項も細かく述べられている。これらのことを考えると、フライドポテトを油で揚げることが、子どもの実態から考えて果たして妥当であったのかどうか問題となる。また、これが年間指導計画として位置付けられていたかどうか、あるいは「揚げる」という内容がこれまで段階的に指導されてきたかどうか問われる。油は加熱すれば100℃以上の高温となり、それが皮膚にかかれば熱湯の場合よりもさらに大やけどになる。このことは、クラブ活動などの「べっこうあめ」作りでも同じことが言える。調理実習を計画する場合は、食材や料理方法が安全面において、子どもの実態に合っているかどうかよく検討する必要がある。

29障-30 小5年・女 歯牙障害 (その他の教科・音楽会の学年練習)

音楽会の学年練習で、体育館で立って歌っていたところ気分が悪くなり、前に急に倒れてしまったときに顎と口の辺りを強く床に打ち付けてしまった。

全校朝会、運動会開閉会式、音楽会、学芸会、卒業式など、一定時間同じ姿勢で立っているとき、よくこのような事故が起こる。気分が悪いのは少し休めば回復するが、危険なのは突然倒れることによるけがである。特に、ひな壇に立っているときはかなりの高さになり、大けがにつながる。事前に「気分が悪くなったら早めにその場に座りなさい」と指導しても、厳粛な場面やみんなが見ている場面などでは子どもはぎりぎりまで我慢してしまうことが多い。学年練習をする場合は、全体指導担当以外の教師の役割が、安全確保の上で大切となってくる。子ども一人一人の顔色や表情、体のふらつきなどから目を離さず、少しでも様子に異変があったらすぐに駆け寄る態勢をとっておく。また子どもたち全体にも、近くの友だちが気分が悪そうだったらすぐに知らせるように指導しておく。ひな壇を使用する場合は、最上段の後ろの床にマットを敷いたり、ひな壇の後ろで待機する教員を配置したりする安全上の配慮も必要である。

29障-33	小5年・男	手指切断・機能障害	(特別活動・清掃)
--------	-------	-----------	-----------

清掃活動に取り組んでいた。最初はうしろ歩きで机送りをしていたところ、バランスを崩し後方に転倒し尻もちをついた。そこで、担任が落ち着いて前を向いて机送りをするように指示し前を向いて机送りをしていたが、床に足を滑らせて前方に転倒した。その際、机と床の間に左手指が挟まり、さらにその上から自身の体重もかかり、左中指末節が押しつぶされた。

清掃活動中もけがが多い時間帯である。雑巾の端が目にあたった、ロッカーの扉が顔に当たった、ほうきの先が目に入った、雑巾がけをしていて床に顎を打った、友だちの足に引っかかって転んだ、ふざけていた友だちに注意してけんかになった…。また、清掃場所は複数に分かれるため、担任の目が行き届かないことが多い。しかし今回の事故は、担任のいるところで、しかも担任の指示した方法で机を運んでいてけがをしている。机は、前向きに運んでも後ろ向きに運んでもけがの起こる可能性はある。机の両側を二人で持って運べばより安全であるが、それでもけがの可能性は0にはならない。掃除は早く終わればよいというものではない。時間を十分に確保し、落ち着いた気持ちで行うことが安全な清掃活動につながる。高学年であれば、「安全」という視点で清掃の方法を子どもたち自身に考えさせるのも一つの方法である。けがの防止は、教師の指導も大切だが、子ども自身に気付かせることも重要である。

29障-42	小2年・女	外貌・露出部分の醜状障害	(夏季水泳指導)
--------	-------	--------------	----------

夏季水泳指導中、活動後にシャワーを浴びる順番を並んで待っているとき、焦ってジャンプし足が滑って前に転倒した。その際、顎を床に強く打ち顎下の皮膚が3センチくらい裂けた。

プールサイドが滑りやすくなっていたこと、皮膚がふやけてやわらかくなっていたこと、焦ってジャンプしたことが、この事故の主な原因である。また「29障-3」でも述べたとおり、順番待ちで「子どもたちが集中」していたことも要因となっている。このように、事故は複数の要素が重なって発生することが多い。その一つでも排除できていれば、事故が起きなかった可能性もある。特に水泳では、安全配慮の有無が直接命に関わってくる。したがって、施設面、指導面、内容面全てにおいて、安全性を確かめておかなければならない。例えば、プールサイドのラバーが古くなって端がめくれていれば、そこで足を切る危険性もあるので、早急に取り替えなければならない。プール全体を注意深く見渡せば、ほかにも危険要素が発見できるはずである。教師一人一人の危険に気付く力が、子どもを救うことにつながるのである。

29障-50	小3年・女	外貌・露出部分の醜状障害	(休憩時間中)
--------	-------	--------------	---------

体育の水泳学習の終了後、教室で更衣をしていたとき、廊下で待機していた男子児童が、早く教室に入れるように要求するために、窓ガラスを拳で強く叩いたところ、窓ガラスが割れ、割れたガラスの破片が本児童の顔面に当たり、左ほおが切れた。

体育の着替えの時間帯も要注意である。男女の着替えの時間に差があり、双方が着替え終わるまで教室に入れない。廊下で待っている子どもたちは、遊び始めたり相手を急かしたりする。その間、教師も着替えたり次の時間の準備をしたりするので、なかなか大人の目が行き届

かない。事故というのは、こういうときに起きる。この事例では、廊下と教室の間の窓ガラス、あるいはドアのガラスを拳で叩いたことが原因であった。学校は強化ガラスが使われていることが多いが、鋭利なものが当たれば割れてしまう。ガラスは学校の至る所で使われているので、地震など自然災害の場合も含めて定期的に安全性や破損状況をチェックしておくことが大切である。また、飛散防止フィルムの使用も効果的である。併せて、着替え時の約束を決めたり、危険が予測される場面には必ず教師がつくなどの安全配慮も欠かせないだろう。

29障-59 小6年・女 手指切断・機能障害 (休憩時間中)

休憩時間に鬼ごっこをしていて、3階階段上倉庫に逃げた児童が入ったので、ドアを開けようと左手でドアを引っ張っていたところ、中にいた児童が開かないように、ドアを持っていたが、本児童が思いっきりドアを引っ張っていたので、ドアが一気に開き、壁とドアノブに左薬指を挟んだ。

この事例には、大きく分けて問題点が2つある。一つは生活指導上の問題、もう一つは施設・設備上の問題である。通常、ドアは壊れていない限り危険なものではない。しかし、安全なものでも間違った使い方をすれば、たちまち凶器に変わる。本来、倉庫は隠れる場所ではない。また、廊下や階段も遊ぶ場所ではない。ふつうであれば事故が起こることはない。でも、大人の発想では「ありえない」ことが起こるのが、子どもの世界であり学校現場である。施設・設備上は問題がなくても、子どもたちの生活場所であることを考えて、鍵を掛けるなどの安全対策が必要になってくる。校内点検をするときは、子どもの状況、あるいは子どもの目線で見回すことが大切である。そうすると、今まで見えなかった“危険”が見えてくるはずである。

29障-66 小4年・男 視力・眼球運動障害 (昼食時休憩時間中)

短縄2本をつなぎ長縄跳びの練習をクラスメイト数人としていた。回し手を交代するため他の児童が本児童に持ち手を渡そうとしたところ、もう一方の回し手の児童が縄を揺らしたため、縄が跳ね上がり、本児童の左眼に縄跳びの持ち手（プラスチック部分）が強打した。

長縄跳びは一見安全な遊びに思えるが、実際にはけがをする児童が多い。特に、回っているロープが眼をこすったり、持ち手の部分が跳ね上がって顔や眼に当たったりする事故は後を絶たない。ロープが足に引っかかり、転倒して打撲したり骨折したりすることもある。跳ぶ回数を競う場合はロープの回転速度が速くなり、けがのリスクも高くなる。体育などで長縄跳びの指導をする場合は、安全な入り方や抜け方とともに、回し手への指導も必要である。使用する長縄も、素材や持ち手の部分の安全性の高いものを選ぶようにする。この事例では、もう一方の回し手の児童が縄を揺らしたことが直接の原因であるが、やはり教師はそこまで危険を予測し、事前に指導しておくことが必要である。それも教師の指導力の一つである。

29障-80	小2年・女	視力・眼球運動障害	(授業終了後の特定時間中)
--------	-------	-----------	---------------

放課後、教室の床に座っていて、千枚通しを使って、ドングリに穴をあけ、アクセサリーを作ったり、遊んだりしていた。その際、滑って転んでしまった拍子に先の鋭利なものが左眼に刺さった。

この事例の問題点は、2年生にとっては危険な千枚通しを使ってドングリに穴を開けていたということである。千枚通しは先が鋭利であり、低学年の子どもに使わせた場合、どんな危険性があるか予測は十分に可能である。さらに、事故が起きたのは放課後であり、担任の指導の下で作業をしていたのかどうかも問われる。けがの直接の原因は、千枚通しを持ったまま転んで左眼に刺さったということであり、道具の安全な使い方という視点からも問題がある。いずれにしても、教師の危機管理に対する感性が備わっていれば防げた事故である。

5 事故を最小限に

事故を完全に防ぐことはできなくても、減らしたり被害を最小限に食い止めたりすることはできる。そのための備えは様々であるが、その中から特に大切なことをいくつか述べてみたい。

(1) 気が付いたら即実行する

「危ない」と思ったらその場で危険を取り除くか、張り紙をするなどの何らかの手を打つ。後でやろうと思うと、それだけ事故の確率は高くなるし、事故が起きた場合に後悔することになる。

(2) 安全に関する知識を身につける

今はどんな情報もすぐに手に入る時代である。地震や土砂災害などの発生メカニズムや、防犯・防災知識、けがの応急措置、熱中症、食中毒、アナフィラキシーショックなど、あらためて学び直して正しい知識を身につけるようにする。そうすることで、おのずと危機管理意識も高まってくる。

(3) 「たぶん大丈夫だろう」という意識は捨てる

子どもが頭をぶつけて保健室に来たとき、病院に連れて行った方がよいかどうか迷う場合があるだろう。このようなときは、「たぶん大丈夫だろう」ではなく、「迷ったときは安全な方を選ぶ」と決めておく。病院に行った結果、何でもなかったらそれで良しとする。逆だったら、それこそ大変である。

(4) 常に児童の所在を把握しておく

これは安全管理の基本中の基本である。朝の出席確認で、欠席なのか、遅刻なのか、保健室に行っているのか、担任はいつも子どもの所在を把握しておかなければならない。そうでないと突然の地震や火事に対応できないし、もしかしたら登校途中で事故に遭っているかもしれないからである。

(5) 安全点検・安全指導は必ず行い、週案簿に明記しておく

大きな事故が発生した場合、安全点検や安全指導を年間計画に従って実施したかどうかの問題となる。実施予定と実施結果は週案簿にも明記し、問題があればすぐに対処しておくことが大切である。公的機関から配布される安全に関する各種の児童用教材が教室の後ろでほこりを

かぶっているようでは、担任の危機意識が疑われても仕方ないであろう。

(6) 緊急連絡体制などのマニュアルは何度も読み返し、頭に入れておく

学校の安全マニュアルが全教職員に周知されているかどうか、再度確認しておくことが大切である。事件や事故発生時には、マニュアルをじっくり見ている余裕はない。平常時にこそ、マニュアルをよく読んでシミュレーションしておけば、本番で慌てることなく適切な行動がとれる。

(7) AEDやエピペンの使い方を熟知しておく

AEDを使った訓練はどの学校でも実施している。しかし、訓練で使うものと、学校に備え付けられている本物のAEDでは、形状や操作が違う場合がある。エピペンの場合も、練習はしていても実物がどこにあるのか分からなければ使えない。本番で慌てないためにも、担架、さすまた、消火器なども含め、緊急時に使用する道具を誰でもすぐに使えるようにしておかなければならない。

(8) 実地踏査や予備実験は、チェックリストを基に必ず実施する

校外学習や遠足などの実地踏査では、危険箇所のチェックと対策を必ず実施する。子どものけがや病気の場合の連絡体制も確認しておく。理科の実験でも、火や薬品を使う場合はもちろん、器具や道具に至るまで実際に教師が予備実験をして、安全性を確かめておかなければならない。

(9) 急な変更や予定外のことには要注意

学校教育では、いつも予定どおりに進むとは限らず、変更を余儀なくされることもある。しかし、事故はそういうときに起こりやすい。計画も準備も不十分な場合が多いからである。子どもによっては、計画変更で落ち着かなくなることもある。予定が変更されることが予想できるときは、代わりの計画も立てておくことや、子どもにも周知しておくことが大切である。

(10) 事故が起きた場合の初期対応も日頃から確認しておく

事故が起きてしまった後の対応は、危機管理の大切な柱の一つである。対応を間違えると、事態の収束が非常に困難となる。事故発生直後は、早急にやらなければならないことがたくさんある。子どもの安全確保、養護教諭や管理職への連絡、救急車の要請、保護者への連絡、状況の記録、教育委員会への第一報、児童の心のケア…。これらのことは、常に頭に入れておかなければならない。

6 終わりに

繰り返しになるが、大切なことは教師の危機に対する意識であり、感性である。これは自然に育つものではない。“意識的に”学ばなければ身につかない。まさに子どもの学習と同じである。事故が起きてニュースで取り上げられる学校も、それまでは平和で普通の学校だったということを考えると、事故のリスクはどの学校にもあると言える。「健康・安全なくして教育なし」「後悔先に立たず」「転ばぬ先の杖」「予防は治療に勝る」「“まさか”より“もしか”」という意識をしっかりと胸に刻み、子どもたちにとって安全で安心な学校づくりを目指していくことが、教師一人一人の使命である。

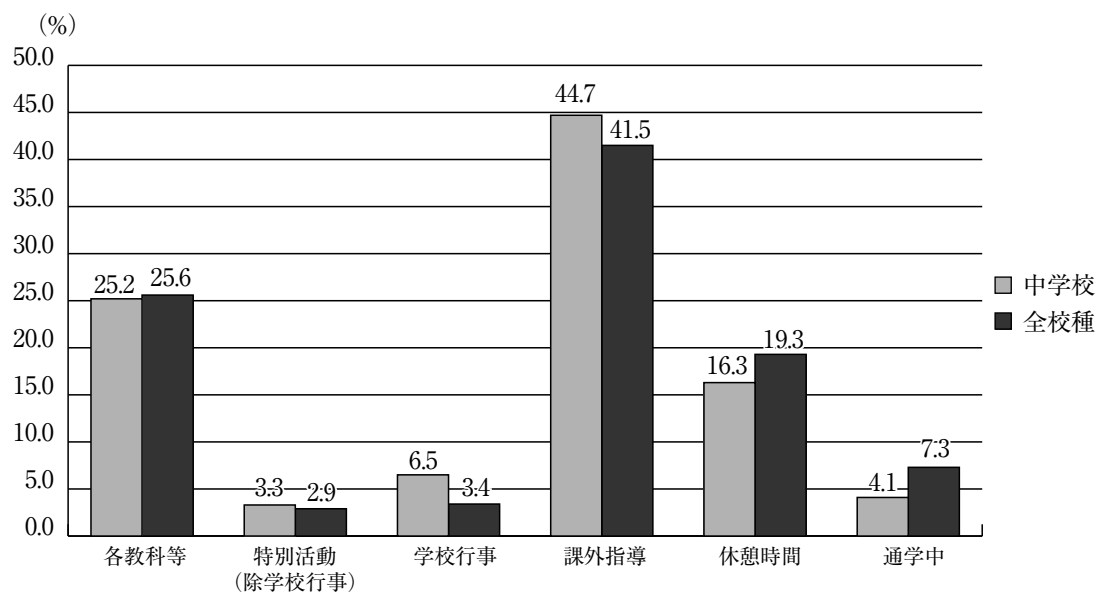
2 中学校における事故防止の留意点

東京学芸大学教育学部

教授 渡 邊 正 樹

(1) 学校生活における障害事故防止

図1 中学校と全校種における場合別の障害事故の発生割合



中学生の障害事故の件数は124件であり、平成27年度の137件より少ないものの、平成28年度の99件より増加していた。図1は障害事故を中学校と全校種で、場合別に割合を示したものである。なお全校種からは保育中及び寄宿舎にあるときを除いてある。中学校の特徴として、学校行事と課外活動の割合が全校種と比較して高い傾向が挙げられる。また、通学中については平成28年度と異なり、全校種と比較して中学生では割合が低かった。

① 教育活動中の災害

・体育活動中

体育活動中の障害件数の総数は84件であり、平成28年度の63件と比較して増加している。また保健体育など各教科等が25件に対して、課外指導（体育的部活動）において53件の障害事故が発生している（表1）。最も件数が多いのが課外指導における野球（14件）であり、次いで課外指導におけるバレーボール（8件）であった。この傾向は例年とほぼ同様である。

体育活動中の事例を読む場合に注意すべきことは、練習や試合そのものとは関係のない事故も少なくないということである。例えば、悪ふざけやけんかなどが原因となっているものもある。

表1 体育活動中における発生状況（障害事故）

場 合		競技種目	件数
各教科等	保健体育	マット運動	3
		持久走・長距離走	1
		ドッジボール	1
		サッカー・フットサル	2
		ソフトボール	4
		バレーボール	1
		バスケットボール	3
		バドミントン	1
		その他	4
		準備・整理運動	1
		体操（組体操）	1
		準備運動等（その他）	2
	総合的な学習の時間		1
小 計			25
特別活動 （除学校行事）	その他の学級活動		1
学校行事	運動会・体育祭		2
	その他集団宿泊的行事		3
	小 計		5
課外指導	体育的部活動	水泳	3
		持久走・長距離走	1
		陸上競技（その他）	2
		サッカー・フットサル	6
		テニス（含ソフトテニス）	6
		ソフトボール	1
		野球（含軟式）	14
		ハンドボール	1
		バレーボール	8
		バスケットボール	2
		ラグビー	1
		卓球	3
		バドミントン	1
		柔道	2
		剣道	2
	小 計		53
総 計			84

課外指導では競技・種目の練習や試合の特徴がそのまま事故の特徴を表している。事故件数が多い競技から、野球（含軟式）、バレーボール、サッカー・フットサル、テニス（含ソフトテニス）の特徴的な事故を挙げると以下ようになる。

野球では顔面にボールやバットが直撃するなど、顔面の負傷による障害が発生している。特に自打球による事故（29障-160など）、バットが当たるなどの事故（29障-165）、選手同士の衝突（29障-159）はほぼ毎年発生しており、指導者はこれらの事故の発生が想定可能である。選

手個々の技量を考慮して、安全に配慮した練習環境についても注意を払う必要がある。

29障-159	中2年・男	歯牙障害	課外指導 野球（含軟式）
野球部で大会に出場中、ショートを守っていたところ、フライが上がりそれを捕ろうとして、同じようにフライを捕ろうとボールに向かってきたセンターと衝突し、前歯が折れた。			

29障-160	中2年・男	視力・眼球運動障害	課外指導 野球（含軟式）
野球部活動中、バッティング練習をしていた際、自打球が左眼に当たり痛めた。			

29障-165	中3年・男	外貌・露出部分の醜状障害	課外指導 野球（含軟式）
放課後の部活動中、チームメイトが振ったバットが手から抜けてうしろに飛んでしまい、飛んだバットが額に強く当たった。			

バレーボールではコートの準備をしているときに類似した複数の事故が発生している（29障-167と29障-169）。バレーボールの事故8件中6件に環境要因が大きく関わっており、日頃の施設設備の安全管理が欠かせない。

29障-167	中1年・女	外貌・露出部分の醜状障害	課外指導 バレーボール
部活動の準備でネットを張っていたとき、突然ワイヤーが切れた。弾みで支柱が跳ね返り、本生徒の額を直撃した。			

29障-169	中1年・女	外貌・露出部分の醜状障害	課外指導 バレーボール
バレーボール部の練習で、コートの準備をしていた。ネットの支柱のそばに立ち、ネットを張る作業をしていたとき、他の部員がネットのワイヤーを強く引っ張って張ろうとしたときにワイヤーが切れ、その弾みでしなっていた支柱が跳ね返り、本生徒の顔面に強く当たり、額、鼻、歯を負傷した。また、そのとき衝撃で転倒し、頭部と右肘を床面に強く打ち付けた。			

サッカー・フットサルはボールの直撃による顔面の障害（29障-139）や他の生徒のとの接触による事故が多い（29障-143）。

29障-139	中1年・男	視力・眼球運動障害	課外指導 サッカー・フットサル
放課後、グラウンドでサッカー部の練習中、ゲーム形式の練習の際、ディフェンスをしていて、相手が蹴ったボールが右眼に当たり負傷した。			

29障-143	中2年・男	下肢切断・機能障害	課外指導 サッカー・フットサル
サッカー大会の予選の決勝戦で、味方からのパスを受けてシュートをしようとしたところキーパーと接触し、右足が絡まった状態で転倒し、その上にキーパーの体に乗って受傷した。			

テニス（含ソフトテニス）の典型的な事故は、ラケットの使用によるもの（29障-145）やネッ

トに関わるもの（29障-147）が挙げられる。

29障-145	中1年・女	視力・眼球運動障害	課外指導 テニス（含ソフトテニス）
テニス部活動中に、テニスコートで顧問よりボールの打ち方の指導を受けていたところ、別に打ち合いをしていた上級生のラケットが本生徒の左眼に当たった。			

29障-147	中2年・男	視力・眼球運動障害	課外指導 テニス（含ソフトテニス）
コートの向こう側に行こうとネットを跳び越えようとしたとき、足がネットに引っ掛かり、顔面から地面に落下してしまった。その際、右顔面、特に右眼の辺りを強く地面に打ち付け、負傷した。			

練習や試合に関連しない原因で発生している事故も少なくない（29障-157、29障-178）。練習や試合だけではなく、部活動全体への注意や指導が求められる。

29障-157	中1年・男	外貌・露出部分の醜状障害	課外指導 野球（含軟式）
野球部で昼食中、サッカー部の2年生と口論になり、倒されて上から押さえつけられ右足をひねった。			

29障-178	中1年・男	視力・眼球運動障害	課外指導 卓球
卓球部活動のため、着替え・準備を日頃から行っている備蓄倉庫にいた際、友人とふざけ合いながら会話しており、その中で友人がふざけて脅しのつもりで卓球ラケットを投げるふりをして振り下ろしたとき、手が滑り、誤ってラケットが3mほど飛び、本生徒の右眼を直撃した。			

保健体育の時間では、計24件の障害事故が報告されていた。こちらも平成28年度報告の16件より増加している。平成29年度は特定の競技・種目が多いという傾向は見られなかったが、ソフトボールが4件、マット運動とバスケットが各3件であった。ソフトボールの4件は全てバットが他の生徒に当たることによる事故であったが、基本的な動作であっても注意を怠らない、互いに距離をおく、周囲の状況を互いに把握するなどの丁寧な指導が必要なが分かる。なお保健体育以外の1件は総合的な学習の時間で発生しており、ドッジボールを行っていたときの障害事故である。

29障-101	中2年・女	視力・眼球運動障害	保健体育 ソフトボール
体育の授業中、校庭で男女別に分かれてソフトボールの練習をしていた。ボールをバットで打つ練習をしていたとき、友人がボールを打った後バットを手から放したとき、近くにいた本生徒の右眼にバットが当たった。			

特別活動（除学校行事）で1件、学校行事では計5件の障害事故が報告されている。学校行事は、運動会・体育祭が2件、集団宿泊的行事が3件である。運動会・体育祭は騎馬戦と綱引

きであり、集団宿泊の行事は登山（29障-129）、遠泳、スキーである。特に野外活動は多くの危険が想定されるため、十分な準備と安全指導の徹底を行いたい。

29障-129	中1年・女	外貌・露出部分の醜状障害	学校行事 集団宿泊の行事
冒険活動教室の登山中、上から転がってきた石が右顔面に当たり、眼下擦過傷、上口唇貫通創、歯肉裂創、歯冠破折を負った。			

・体育活動中以外

体育活動中以外では、各教科等と特別活動（学校行事を除く）、学校行事で、計13件の障害事故が報告されている（表2）。

表2 体育活動中以外における発生状況

場 合		件数
各教科	図画工作（美術）	1
	理科	1
	総合的な学習の時間	1
	その他の教科	4
	小 計	7
特別活動 （除学校行事）	学級（ホームルーム）活動	1
	日常の清掃	2
	小 計	3
学校行事	修学旅行	1
課外指導	文化的部活動	1
	その他	1
	小 計	2
総 計		13

保健体育以外の教科では美術で1件、理科で1件、英語で1件、音楽で2件、自習中が1件であった。教科の活動に関わる事故は美術の1件（29障-115）のみであり、その他は教科の時間で発生したものであり、教科とは直接関係したものではなかった（例えば29障-116）。

29障-115	中2年・男	精神・神経障害	各教科 美術
美術の時間に木製の額縁を製作していた。彫刻刀を右手に持ち、木を彫るときに滑ってしまい、押さえていた左手の中指に刃先が当たり、指先を切ってしまった。			

29障-116	中1年・男	下肢切断・機能障害	各教科 理科
授業のため他の生徒は理科室に移動したが、本生徒は教室に残り、その後、4階階段の踊り場へ行き、窓から落下して骨盤・顔面等を強打し負傷した。			

特別活動（除学校行事）では計3件発生している。例年と同じようにふざけていたとき（29障-124）などに事故が発生している事例が見られる。

29障-124	中2年・男	歯牙障害	特別活動 日常の清掃
掃除時間、廊下で、廊下の結露したところをスケートのまねをして滑っていた。廊下の反対側から来た教師に注意をされたので体の向きを変えようとして足が滑り転倒し、このとき、前歯を床で強打した。			

学校行事では修学旅行の1件のみである。これもまた悪ふざけによるものである。

29障-128	中3年・男	視力・眼球運動	学校行事（修学旅行）
修学旅行の初日、ホテルの浴場で入浴中、友人の振り回したタオルが本生徒の右眼に当たり負傷した。			

なお課外指導では、文化的部活動（吹奏楽）とその他の2件であった。

② 教育活動中以外

教育活動中以外では休憩時間に20件、寄宿舍で1件、通学中に5件発生している。

表3 教育活動中以外の発生状況

場 合		件数
休憩時間	休憩時間中	9
	昼食時休憩時間中	5
	始業前の特定時間中	1
	授業終了後の特定時間中	5
	小 計	20
寄宿舍にあるとき		1
通学中	登校（登園）中	2
	下校（降園）中	3
	小 計	5
総 計		26

休憩中の事故は、その多くが「遊び中」「ふざけ合い」などが主な原因となっている。自分たちの行動がどのような結果を招くかという危険予測が不十分であることがうかがえる。

29障-193	中2年・女	精神・神経障害	休憩時間 休憩時間中
自分の席から移動しようと歩き出したとき、ふざけて友人が足をかけた。この際、両手に教科書を持っていた本生徒は、手をつくことができず、バランスを崩し、勢いよく前方に投げ出されるように転倒し、左足膝部分を強く床に打った。			

29障-200	中2年・男	視力・眼球運動障害	休憩時間 昼食時休憩時間中
昼休み中に教室棟2階の学習室で鬼ごっこをしていて、窓際のロッカーの上に飛び乗ったときに、窓が開いていたためバランスを崩し、窓から転落した。			

通学中の障害事故は、平成28年度の報告事例は10件であったが、今回は5件であった。うち2件が自転車事故であったが、1件は犯罪被害であった（29障-213、29障-214）。交通安全、防犯両面からの対策が必要である。

29障-213	中1年・女	外貌・露出部分の醜状障害	通学中 下校中
下校時、通学路を自転車で走行中、路面が濡れていたため、滑って転倒した。その際に、下顎を自転車のハンドルに打ちつけてしまった。			

29障-214	中3年・女	外貌・露出部分の醜状障害	通学中 下校中
放課後自転車で帰宅中、突然男に襲われ、抵抗したときに男が持っていたナイフで左腕を切られた。			

（2）学校生活における死亡事故防止

① 教育活動中の事故

・体育活動中

体育活動中の死亡事故は6件であり、すべてが突然死であった。依然として突然死防止対策は重要である。

表4 体育活動中の発生状況（○数字は突然死で内数）

場 合		競技種目	中学校	
各教科等	体育（保健体育）	準備・整理運動	1	①
課外指導	体育的部活動	サッカー・フットサル	1	①
		テニス（含ソフトテニス）	1	①
		野球（含軟式）	2	②
		バスケットボール	1	①
	小 計		5	⑤
総 計			6	⑥

29死-9	中3年・男	心臓系突然死	各教科等 保健体育 準備・整理運動
体育の授業中、体育館でランニング10周した後、準備運動を行った。最後の馬跳びくぐりの後、本生徒はペアの男子に寄りかかり、その後2、3歩、歩いた後、突然意識を失い床に倒れた。養護教諭が直ちに駆けつけたが、意識、呼吸、脈がなかったので、AEDを使用し救急車を要請、病院に搬送、救命処置と心拍再開後の集中治療を行ったが、同日死亡した。			

29死-14	中2年・男	心臓系突然死	課外指導 体育的部活動 野球（含軟式）
野球部の活動中、練習メニューの「10分間走」終了2分前に、ふらふらと膝を曲げ、崩れるようにうつ伏せにグラウンドに倒れた。呼び掛けに反応なく、すぐに心肺蘇生とAEDを用いた処置を行い、救急隊の処置とともに病院に搬送、集中治療室で経過を見ていたが、翌日死亡した。			

・体育活動中以外

体育活動中以外の教育活動中の死亡事故は、その他の教科（英語）1件と特別活動（除学校行事）が1件であった。1件は転落、もう1件は「学校の出来事による死亡」と報告されている。

② 教育活動中以外

教育活動以外の発生件数は休憩時間が3件、通学中が5件であった。

表6 教育活動中以外の発生状況（○数字は突然死で内数）

休憩時間	休憩時間中	2	①
	始業前の特定時間中	1	
通学中	登校（登園）中	4	①
	下校（降園）中	1	
総 計		8	②

休憩時間では大血管系突然死が1件、頭部外傷（29死-18）が1件、もう1件は「学校の出来事による死亡」である。

29死-18	中3年・男	頭部外傷	休憩時間 休憩時間中
8人の友人たちと持ってきたスマホで写真をとるため、立ち入り禁止の柵を越え、窓から屋上へ出た。校舎に戻ろうと屋上の柵を乗り越えた際に、勢い余って足を滑らせて1号館1階のトイレの屋上に落下した。すぐに職員が駆けつけたが、心肺停止、呼吸停止の状態だった。AEDを装着し、気道を確保した。救急隊に引き継ぎ病院に搬送されたが、翌日死亡した。			

通学中では5件の障害事故が報告されているが、うち2件は鉄道が関わるものであった。

29死-20	中3年・男	頭部外傷	通学中 登校中 徒歩
登校中、踏切内で電車と接触し全身を強打した。病院へ搬送されたが、同日死亡した。			

29死-22	中1年・女	全身打撲	通学中 登校中 鉄道
電車で登校中、乗り換えのため下車しなければならない駅を乗り越し、その先の駅で下車した。本生徒は同駅ホームをフラフラと歩いていて、ホームの先頭辺りで下り電車と右頭部が接触した。			

（３）供花料支給事故の防止

供花料が支給されるのは、学校の管理下で発生した死亡事故のうち、第三者から損害賠償等を受けた事故である。平成29年度は4件が報告されているが、1件が熱中症（29供-9）、2件が自転車による通学中の交通事故（29供-11）、もう1件が徒歩で通学中の交通事故であった。

29供-9	中1年・男	熱中症	課外指導 体育的部活動 ハンドボール
ハンドボール部の活動中、運動場で準備運動としてランニングをしていたところ、35分走り終えたときにふらついたので、顧問が日陰に座らせ休ませたが、寝ころんでしまい、自力で給水できず、問いかけにも応えなくなった。すぐに氷で頸部や脇を冷やす等の応急処置を行った。救急車を要請、入院したが翌日死亡した。			

29供-11	中2年・男	頭部外傷	通学中 登校中 自転車
登校しようといつもどおりに自宅を出た。自宅前の道路に出たところ（見通しの悪い交差点）で、道路左側より走行してきた普通自動車と出会い頭に衝突した。事故当時はヘルメット、反射たすき、雨合羽を着用していた。			

（４）総括

障害事故は平成28年度の報告よりも件数が増加した。しかし事故発生の状況についてはほぼ例年と同様であった。障害事故が最も多いのが課外指導、特に体育的部活動であるが、競技・種目の特性による事故（例えば野球・ソフトボールにおけるボールやバットの直撃による事故など）ももちろんだが、練習・試合環境が不適切であることが原因となっている事故も少なくない。例えばバレーボールの事故などが該当する。運動部活動や体育での施設設備及び用具の安全点検には十分注意を払う必要がある。

また中学生では本人の技術の未熟さや集団的競技への不慣れなどが関わっていると思われるため、指導者は個人の技能等を見極めて指導に当たることが必要である。さらに、例年中学生の事故原因として数多く見られるのが悪ふざけやけんかである。安全指導とともに生徒指導も不可欠である。

死亡事故のうち、体育的活動中に発生したのは全て突然死であった、平成28年度の突然死は1件だったことに比べて大幅に増えている。胸骨圧迫やAEDの使用が実施されていることは災害発生の状況からうかがえるが、残念ながら救命できなかった。しかしAEDを含む救命措置が重要であることには変わらない。

毎年、中学校では類似した事故が発生している。関係者はこのような事例を参考として、校内研修などを通じて事故防止対策を確実に行ってほしい。

3 高等学校等・高等専門学校における事故防止の留意点

学校安全教育研究所

代表 戸 田 芳 雄

本項では、学校の管理下の高等学校等・高等専門学校における死亡や障害等の現状と事故防止に関する留意点について述べる。

(1) 学校生活における死亡事故防止

① 教育活動中の事故

・体育活動中 14件

表1 体育活動中における死亡事故の発生状況

教科名等	運動種目	件数	備 考
課外指導	陸上競技（その他）	1	筋力トレーニング後に意識を失う（中枢神経系突然死）
	サッカー・フットサル	1	ウォーミングアップ・基礎練習後、ランニング中に倒れる（熱中症）
	野球（含軟式）	2	練習試合中に落雷に遭う（電撃死） 練習後ランニングで戻り倒れる（心臓系突然死）
	ハンドボール	1	ゴールキーパーで上方のシュートをセービング後、背中の痛みを訴える（大血管系突然死）
	球技（その他） （アメリカンフットボール）	2	相手選手と正面衝突し転倒（頭部外傷） 練習後に頭痛、嘔吐（中枢神経系突然死）
	登山	7	雪上訓練中に雪崩に巻き込まれる（窒息死（溺死以外））
	合 計	14	

体育活動中の死亡事故は、14件で平成28年度より6件増加した。

そのうち、4件が突然死である。この事故を防止するには、心臓に疾患を持つ生徒だけでなく、日頃から全ての生徒に対し丁寧な健康管理・指導を行うことはもちろん、特に体育活動においては、準備運動を十分行うとともに、当日の運動開始前及び運動中、運動後の健康状態の変調等を観察し、異状が見られた場合は、教職員が迅速に応急手当を行い、必要に応じて、学校医に救急処置を依頼したり、救急車等ですぐ受診させたりするなど迅速な対応が必要である。また、「死戦期呼吸」に注意し、普段の規則的な呼吸をしていない場合は「心停止」を疑い、できるだけ速やかに「AED（体外式除細動器）」を使用することが必要である。日本スポーツ振興センター（以下「センター」という。）刊の『学校における突然死予防必携（23年改訂）』（文部科学省、センターHP学校安全Web掲載）やセンターが平成26年度に映像資料『運命の5分間 その時あなたは～突然死を防ぐために～（9分51秒）』を作成しているので、学校安全

Webで確認し、教職員の研修などで活用されたい。

なお過去には、大会運営ボランティア空き時間中に海で溺死、強化練習参加後のインターバルトレーニング中に熱中症による死亡、学校での出来事等による不慮の死などが発生している。近年、体育的活動の関連でも生徒指導等に関わる事故や落雷などの気象の急激な変化による事故など多様な事故が発生している。このような事故を防ぐことは、なかなか困難なことであるが、生徒指導に当たっては、生徒の心に寄り添った温かい丁寧な指導が必要である。また、気象情報なども考慮に入れ、活動の中止や中断などを含めた適切かつ迅速な対応が必要である。

・体育的活動中以外での死亡事故 4 件

表2 体育活動中以外における発生状況

教科名等	活動名等	件数	備 考
各教科等	その他の教科	1	授業中に苦しくなり、頻脈、過呼吸を起こす（大血管系突然死）
学校行事	文化的行事	1	文化祭中、校舎から転落（全身打撲）
	遠足・集団宿泊的行事	2	修学旅行で遊泳区域内の海で溺れる（溺死） 研修旅行中に肺が痛み、呼吸困難になる（大血管系突然死）
合 計		4	

体育的活動中以外での死亡事故は、4 件で、平成28年度より 3 件増加した。

突然死は予見が非常に難しいが、教師や指導者は、このような事例を参考として、体育的活動以外でも突然死が起こり得るという認識をもち、学校内外にかかわらず、事故が起こらないようにするため、丁寧かつ慎重な観察、環境及び生徒の状況（疲労や行動、健康状態）の両面から予測される幅広い危険の有無を点検し、改善や指導を行うことはもちろん、事故が起こったときの迅速な救助や救急体制を整えておく必要がある。

また、転落による事故に関しては、活動の場所や周囲の状況に留意するとともに、転落防止対策を行うことが重要である。

② 教育活動中以外での死亡事故

・休憩時間等の事故 4 件

表3 教育活動中以外での発生状況

教科名等	活動名等	件数	備 考
休憩時間	授業終了後の 特定時間中	2	学校の出来事による死亡（全身打撲）
			学校の出来事による死亡（窒息死（溺死以外））
寄宿舍にあるとき		2	部屋で立った状態で気を失っていた（窒息死（溺死以外））
			部屋で首をつった状態で発見される（窒息死（溺死以外））
合 計		4	

休憩時間等に発生した2 件は、平成28年度より 2 件減少した。内容は、全身打撲と窒息死（溺死以外）である。それ以外の2 件は、寄宿舍にあるときで、どちらも窒息死（溺死以外）である。

なお、過去には、教師から指導を受けた後に、校内外で転落した事故などもあり、保護者と

も連携し、生徒の様子や行動を観察しながら、生徒の心に寄り添う温かい指導と教職員や生徒の情報共有などにより対策を講じることが必要である。

そして、突然死の防止には、寮における生活の観察や情報の共有によって防ぐための一層の努力が必要である。

③ 通学中の事故 3件

表4 通学中の発生状況

場 合	状 態	件数	備 考
登校（登園）中	自転車	2	学校での出来事による死亡（頭部外傷） 胸が苦しくなって意識を失う（大血管系突然死）
通学（通園）に準ずるとき	その他	1	新入生歓迎会に参加予定だったが、忘れ物をして学校に登校し5階から転落（頭部外傷）
合 計		3	

通学中の死亡事故は、3件で平成28年度より3件減少した。頭部外傷が2件、大血管系突然死が1件であった。

過去には、自転車でのトラックへの衝突、線路内での電車との衝突、ホームからの転落など交通に関わる事故のほか、大雨で冠水した河川の氾濫などの気象の急激な変化による事故、突然死などの他、大会に向かう途中や下校中の突然死が発生している。

このような事故を防ぐことは、なかなか困難なことであるが、生徒の日常の行動に寄り添った温かい丁寧な指導や雷雨・大雨などの気象情報なども提供し、日頃から安全な行動を選択するよう指導することが必要である。

また、通学中の事故は、例年、交通事故が大半であることから、日頃から、駅構内やホーム、踏切の安全等、通学中の安全について幅広く注意を促すとともに、各学校が連携し、交通指導員、保護者やスクールガード、警察など地域の関係機関や住民の協力を得たりしながら、防犯も含めた安全点検や実地の指導を行うなど細心の注意を払う必要がある。ヒヤリ・ハット体験などを題材に、生徒の身近な体験を通じた危険予測学習などを展開することも有効であると考えられる。

加えて、人間関係や体調の不良、態度や行動の変化や異状などにも注目したい。突然死の予防については、体育活動中の事故防止の項で、述べたとおりである。

（2）供花料支給対象の死亡事故の防止

供花料を支給した事故 11件

表5 供花料支給対象死亡事故の発生状況

場 合	状 態	件数	備 考
各教科等	工業	1	授業中トイレに行き、校舎4階の渡り廊下の屋根から飛び降りたと思われる（内臓損傷）
学校行事	大掃除	1	廊下の外側の窓ふきの際、バランスを崩し、約9m下に転落（内臓損傷）

課外指導	剣道	1	合宿中に練習後倒れ、意識がはっきりしなくなる（熱中症）
休憩時間	授業終了後の特定時間中	1	部活動終了後、2階庇部分から転落（頭部外傷）
登校（登園）中	鉄道	1	自宅の最寄り駅ホームから貨物列車に飛び込む（全身打撲）
	自転車	1	信号機のある交差点を横断中、ダンプカーにはねられ、全身を強く打つ（頭部外傷）
下校（降園）中	自転車	4	信号や横断歩道のない県道を横断中、軽乗用車に後ろからはねられる（頭部外傷）
			交差点を走行中、直進してきたトラックにはねられ、後輪に巻き込まれる（頭部外傷）
			青信号で横断中、信号無視の車にはねられ、5 m以上飛ばされて頭部を強打（頭部外傷）
			信号機のない交差点の横断歩道を横断中、乗用車にはねられる（頭部外傷）
	自動車	1	祖母の運転する私用自動車が、信号のある交差点に進出したところ、信号無視をした車が助手席側に衝突（頭部外傷）
合 計		11	

供花料を支給するのは、学校の管理下において発生した死亡事故で、第三者より損害賠償等を受けた場合である。これらの事故は、その防止について前述の死亡事故と同様に一層力を入れる必要がある。

供花料を支給した学校の管理下の死亡事故は11件で、平成28年度より11件減少している。そのうち、道路交通事故が最も多く6件である。そのほかに、平成29年度も転落・自殺（疑いを含む）と見られるものが4件ある。

道路交通事故は、平成28年度と同様にダンプカーや乗用車との衝突、横断中又は交差点での事故があり、特に自転車の車との衝突事故が5件と目立っている。

交通事故の防止については、通学中の事故防止の留意点で述べたことに加えて、通学路等の危険予測学習、通学路の交通安全マップ作成等を行い、登下校中の安全について注意を促すことが有効である。さらに、ヘルメットの着用による頭部の保護、生徒会での自主的な活動の推進、各学校の連携、保護者や警察など地域の関係機関や住民の協力を得た安全点検や実地の指導など、事故防止に対する学校や保護者の一層の努力が必要である。

また近年、生徒指導直後の発作的な飛び降り、いじめや教師の叱責等による生徒等の自殺が発生している。学校や教育委員会等では、日頃から保護者と連携した生徒指導後の丁寧な見守りなどにより、その兆候を敏感に感じとったり、生徒や保護者が学校等に悩みなどを相談できる体制を整えたり、普段から教師と生徒、生徒同士の温かい人間的な交流（人間関係）を深めたりしておく必要がある。

（３）学校生活における障害事故防止

① 教育活動中の事故

・ 体育活動中 127件

表6 体育活動中における発生状況

教科名等	種目等	件数	備考
保健体育	水泳	1	飛び込んだときにプールの底に頭をぶつけ首を損傷（精神・神経）
	マット運動	3	倒立前転でバランスを崩し転倒2（せき柱1、精神・神経1） 倒立の練習中に背中を打ちつける1（せき柱）
	陸上競技（短距離走）	1	100m走計測中に突然倒れて心肺停止状態となる（胸腹部臓器）
	陸上競技（走り高跳び）	1	足に当たったバーが口に直撃（歯牙）
	ドッジボール	1	右耳にボールが当たる（聴力）
	サッカー・フットサル	2	ボールが当たる1（視力） ボールがゴールポストに跳ね返り当たる1（歯牙）
	ソフトボール	6	ボールが股間に当たる2（胸腹部臓器） バットが捕手の顔面に当たる1（醜状） 飛んだバットが控え打者の口を直撃1（歯牙） 送球が当たる1（視力） 打球が当たる1（視力）
	バレーボール	1	同チームの選手と衝突（視力）
	バスケットボール	3	突然倒れ意識を失う1（胸腹部臓器） ボールを取られて倒れ後頭部を打つ1（精神・神経） ボールを追いかけて窓の鉄格子に衝突1（醜状）
	バドミントン	1	バランスを崩して右足首を捻る（下肢）
	柔道	2	防御中、相手の膝で口を打撲する1（歯牙） 足払をされ転倒し左足首を負傷1（醜状）
	スキー	1	転倒し右膝を捻る（精神・神経）
	準備・整理運動	4	馬跳びで手が滑り顔から床に落ちる1（歯牙） ランニング後座り込み様子がおかしくなる1（精神・神経） 膝カクンをされる1（精神・神経） サーキットトレーニング中に様子がおかしくなり嘔吐1（精神・神経）
	縄跳び	1	軽く走ってから大縄跳びの練習後に倒れ意識をなくす（胸腹部臓器）
	その他	1	移動中に転倒しブロックに右膝を強打（醜状）
学校行事	運動会・体育祭	1	クラス席で応援中、木製パネルが風で倒れて当たる（歯牙）
	競技大会・球技大会（バスケットボール）	1	シュート中に押され支柱に顔から激突（歯牙）
課外指導	水泳	1	シンクロの練習中に顔面をプールの底に打つ（醜状）
	鉄棒運動	2	平行棒の練習で宙返りに失敗し頭が先にマットにつく1（せき柱） 練習中に頭から落下1（精神・神経）
	マット運動	1	バック転の練習中に他者と接触（精神・神経）
	体操（その他）	1	平均台の降り技でバランスを崩し転倒（上肢）
	陸上競技（短距離走）	1	下り坂でダッシュの練習中、他者と接触して転倒（精神・神経）
	陸上競技（持久走・長距離走）	1	自転車に伴走中に転倒（醜状）

課外指導	陸上競技（その他）	3	ウェイトトレーニングでバーベルを握ったまま親指を器具に挟む 1（手指） 脱水症状で気分が悪くなる。 1（精神・神経） 鉄棒で懸垂中、野球部の硬球が頭部に当たり落下 1（精神・神経）
	サッカー・フットサル	12	相手の蹴ったボールが当たる 5（視力） 他者と接触し転倒 3（精神・神経 1、醜状 1、歯牙 1） 跳ね返ったボールが当たる 2（視力） 試合中に倒れ意識不明、心肺停止となる 1（胸腹部臓器） 着地に失敗し足首を強くひねる 1（醜状）
	テニス （含ソフトテニス）	4	ボールが当たる 2（視力） 部活動を終え帰宅後に腰が痛み出し、その後足が動かなくなる 1（精神・神経） ダッシュして意識を失くし心肺停止となる 1（胸腹部臓器）
	ソフトボール	1	ボールに当たる（視力）
	野球（含軟式）	42	投球が当たる 13（視力 7、歯牙 6） 打球が当たる 8（視力 6、歯牙 1、精神・神経 1） 自打球が当たる 7（視力 5、歯牙 2） ボールが股間に当たる 5（胸腹部臓器） ボール（イレギュラー）が当たる 3（歯牙 2、視力 1） ランニングをして意識を失い倒れる 3（胸腹部臓器） 打球がネットに跳ね返り当たる 1（視力） フライ捕球を譲ろうとしてボールに当たる 1（歯牙） 他の生徒が投げ捨てた石が当たる 1（視力）
	ハンドボール	2	相手選手の肘が当たる 1（視力） 他選手と接触し膝を負傷 1（醜状）
	バレーボール	3	ボールを取り損ね脱臼骨折 1（手指） 押されたブロック板の枠が当たる 1（歯牙） サーブカットの練習でボールが当たる 1（手指）
	バスケットボール	6	他者と接触して負傷 4（視力 3、醜状 1） 他者と接触して壁の設置物に衝突 1（歯牙） ボールを追いかけて壁に衝突 1（歯牙）
	ラグビー	6	他者と接触 4（視力 2、歯牙 1、上肢 1） 数名に上から乗られ頸部を損傷 1（精神・神経） 他者のスパイクが顔面に当たる 1（醜状）
	バドミントン	2	他者が振ったラケットが当たる 1（歯牙） シャトルが当たる 1（視力）
	球技（その他） （ラクロス）	1	練習試合中、滑って転倒し手をつく（手指）
	柔道	3	他生徒が上から倒れ込み腕を骨折 1（醜状） 相手の肘が顔に当たる 1（歯牙） 技をかけられ肩から落ちる 1（せき柱）
	剣道	1	部室で押し倒され顔を床に強打（歯牙）
	レスリング	1	前のめり状態で上に乗られ負傷（精神・神経）
	その他 （チアリーディング）	2	下にいてトップにいる相手と衝突 2（視力 1、歯牙 1）
	合 計	127	

体育活動中の障害事故は、127件で、平成28年度より15件減少している。その内訳は、課外指導が96件と最も多く、保健体育が29件と次いでいる。そのほか、学校行事が2件である。

保健体育では、ソフトボールやバスケットボールなどの球技実施時に事故が多く、その他に陸上競技、柔道等でも発生している。

学校行事では、体育祭と競技大会・球技大会の学校行事での事故が合計2件である。

課外活動で、最も事故が多いのが野球で42件である。その内容を見ると、平成28年度と同様の傾向であり、①主に自分の技術の未熟さや行動による事故（主として、自分自身の行動等に原因があるもの）、②主にほかの生徒の行動に関わる事故（主として他人や環境等に原因があるもの）、③イレギュラーしたボールの捕球失敗などどちらとも判断しにくい事故となっている。詳しく見ると、①では、ノックや打者のボールを捕球しそこねたり・避けられなかったりして、打球が歯や眼に当たるといった事故が見られる。②及び③では、他者が投げた（打った）予期せぬ球やバットに当たる、自分の練習相手以外の方から球が飛び出してきたり当たる、必要な注意を向けていない、避ける余裕がなくてぶつかるといった事故がある。これらの事故の背景には基礎的な技術習得が不十分であることが指摘できるが、指導者・生徒ともに、他の選手との距離を十分取る、互いに声を掛ける、打撃投手やピッチングマシンの補助者の保護措置（ネット等）をする、練習前・練習中など日頃から施設や用具を点検し改善しておく、などの基本的な危険回避対策を行うことがまず必要である。

また、安全点検、注意事項の掲示、部活動日誌への記録や声掛けなどによる健康管理や安全確保に必要なものの準備、日頃から、練習前の用具や施設設備の点検整備、種目に応じた注意事項や練習方法の確認など、選手自身が常に自他の安全に配慮することができるよう部活動構成員全体で具体的に取り組むことが大切である。また、ソフトボールでも野球と同様に、打者やノック者の注意を喚起するとともに、声掛け、周囲の生徒の位置に問題がないか等、指導者及び生徒自身が周囲に注意を払うようにすることが必要である。

野球に次いで事故件数が多いサッカー・フットサルの事故は、12件であった。その内、ボールが眼に当たったの視力・眼球運動障害が7件、転倒や相手の体の一部と歯・口が当たったの歯牙障害が1件、頭部の負傷により精神・神経障害が1件等起きている。サッカーでは他者の至近距離でボールを蹴ることが多いため、技術が未熟であったり、選手間に技術の差があったりした場合には事故発生の可能性が高まる。指導者は能力に配慮した練習・試合を計画するとともに、必要以上に危険なプレーを避けるような指導を心掛けるべきである。なお、ゴールポストを運搬している際の事故にも留意する必要がある。ゴールを運ぶ際には、十分な要員を確保し、下ろす際には声掛けをするなどが必要である。

ラグビーの事故が6件と球技では野球、サッカーに次いで多く発生しており、2件はタックルが原因での事故であり、眼・頭部・口等を強打し、視力・眼球運動障害2件、歯牙障害1件などがある。ルールを遵守して危険なプレーを避けること、基本的な練習を十分に行って危険回避能力を身に付けることなどの指導が求められる。

バスケットボールは、ラグビーと同様に6件である。ラグビーと同様、激しい身体接触・衝

突が原因となる事故が過去にも発生しており、ルールを遵守して危険なプレーを避けること、能力・体力差の著しいもの同士を避けるなどの配慮、基本的な練習を十分に行って危機回避能力を身に付けることなどの指導が求められる。

バドミントン2件となっているが、シャトル・ラケットが眼・口等の顔部に当たる事故が発生している。練習では他の部員との距離を取るなど練習時の安全指導はもちろん、練習時以外の日頃の安全指導も大切である。

バレーボールの事故が、3件発生している。ウォーミングアップ中やウェイトトレーニング中に事故が発生している。過去には、ネットのロープが突然切れ、その反動でロープが歯に当たる事故が発生している。ネットの器具の不具合による事故は度々発生しているため、日々の器具点検を欠かさずに行うことも心掛けてほしい。

テニスは、4件。過去には、ローラーに乗って遊んでいて引き棒に前歯をぶつけた事故がある。これは、深刻な事故につながりやすいので、指導者がいないときはローラーには近づかないよう徹底する必要がある。

球技以外の種目では、体操（その他）の着地に失敗し負傷した。過去には、ハンマーが腹部に衝突した事故がある。武道では、柔道で3件、いずれも技を掛けられた際に負傷する等があった。

また、毎年のように、部活動の前後（準備や後片付け、終了後、帰宅時等）やほかの競技を行っての事故も発生しており、体育活動中以外の安全指導と同様に、指導者は生徒自身及び相互に自他の安全に留意して行動することを、意識的に機会を捉えて指導する必要がある。

また、運動部活動等では、一般に同じグラウンドや体育館で複数の種目が同時に練習することが少なくない。そのため、自分の種目はもちろん、ほかの種目の練習状況に注意する、事故が発生しやすい種目間では練習時間をずらす、施設設備や用具の安全を確認する、ネット等で確実に隔離するなど指導者は常に全体に注意を払い、生徒も含めた関係者全員が安全を意識して行動することが必要である。

また、全体を通しての際だった特徴を挙げると、体育活動中の障害事故127件の内、顔面打撲等による視力・眼球運動障害事故が43件、歯牙障害28件、頭部・頸椎損傷による精神・神経障害が17件で、多数を占める。

なお、体育活動以外・教育活動以外でも、歯牙障害が14件、外貌・露出部分の醜状障害5件、視力・眼球運動障害が4件、精神・神経障害が4件加わる。近年、この傾向が続いている。特に、大きな割合の歯牙障害を減少させることは、非常に深刻かつ緊急な課題であると思われる。

歯牙障害については、センターでは研究指定校での研究等を基に、『学校の管理下における歯・口のけが防止必携』を発刊し、さらに平成20、21年度の2か年にわたって『課外指導における事故防止対策の調査研究』を実施している。また、平成26年度から実施しているスポーツ事故防止対策推進事業においては、平成27年度に映像資料『スポーツ活動中の歯・口のけがの防止と応急処置（6分43秒）』を作成している。これらの資料等を歯・口の障害事故防止策と安全教育の教材の一つとして活用し、学校歯科医の指導の下、事例などを基に環境の改善や安

全教育を実施するとともに、野球やバスケットボール、サッカー、ホッケーなどラケットやバットの使用、激しい接触プレーの伴う体育活動においては安全保護具としてのマウスガードを使用することを強く奨めたい。

・体育活動中以外 7 件

表 7 体育活動中以外における発生状況

教科名等	活動等	件数	備 考
各教科等	農業	1	手が機械に巻き込まれる（手指）
	工業	1	指が機械に巻き込まれる（手指）
	その他の教科	1	友人の投げたシャープペンシルの芯が鼻根に強く当たる（精神・神経）
特別活動（除学校行事）	日常の清掃	1	他の生徒が振ったほうきの先が右眼に当たる（視力）
学校行事	その他集団宿泊的行事	1	起床時に目眩がひどく朝起き上がれない（聴力）
課外指導	文化的部活動	1	声を上げて仰向きで床に倒れ、意識を失う（精神・神経）
	その他	1	他生徒に蹴られ、前歯が折れる（歯牙）
合 計		7	

体育活動以外では 7 件で、平成 28 年度より 4 件減少した。各教科等での事故が 3 件、課外指導が 2 件、日常の清掃中が 1 件、その他集団宿泊的行事 1 件である。

生徒は、時として予想外の行動を取るときがあることに留意するとともに、農業と工業などの実習の時間では、機械の使用説明や、安全管理を徹底することが必要である。

また、集団宿泊的行事、修学旅行などの校外における学習活動においては、事前調査（踏査）の実施、活動中の生徒の行動の観察と十分な安全管理・指導を行う必要がある。

② 教育活動中以外の事故

・休憩時間等 9 件

表 8 教育活動中以外の発生状況

場 合	活動等	件数	備 考
休憩時間	休憩時間中	4	投げられた下敷きが右まぶたに当たる 1（視力） スカートめくりを避けようとひねって屈み左膝を痛める 1（精神・神経） 級友とじゃれて転倒し顔面を強打、頭から出血 1（醜状） 3 階手すりから転落 1（歯牙）
	昼食時休憩時間中	2	心神喪失状態で 3 階窓から転落 1（精神・神経） バスケットボールが顔面に当たる 1（視力）
	始業前の特定時間中	1	自転車で友人と並走しようとして接触し転倒（歯牙）
	授業終了後の特定時間中	2	3 階ベランダから転落 1（醜状） 放課後、球技大会の練習中倒れる 1（胸腹部臓器）
合 計		9	

教育活動中以外の事故は、9件で、平成28年度より2件減少した。遊びやふざけ、移動中などの事故が発生している。そのほかには、落とし物を取ろうとしてバランスを崩しベランダから転落する事故も起きている。

このような事故を防ぐためには、保健体育科の学習やホームルーム活動等で様々なヒヤリ・ハット体験や事故事例などをもとに事故の原因と結果について分析し、危険を予測し、回避できるようにするような学習を展開することと併せて、危険な行動を取るることによる被害の大きさを認識させる、施設設備を正しく使用させるなどの内容を含む安全教育と転落防止対策などを行う必要がある。

なお、毎年のように起こる生徒同士のトラブルなどによる事故については、生徒指導と連携を図りながら全校的に取り組み、事故を未然に防がなければならない。

③ 通学中の事故

・通学中の事故 18件

表9 通学中の発生状況

場 合	通学の方法	件数	障害種別
登校（登園）中		1	ホームで意識を失くして電車と接触し、線路に落ちてひかれる（下肢）
	自転車	6	自転車での転倒及び衝突5（歯牙4、醜状1） 側溝に落下1（歯牙1）
	原動機付自転車	1	居眠り運転で電柱に衝突し転倒（上肢）
下校（降園）中	徒歩	1	友人が振り回していた傘が口を強打（歯牙）
	バス	1	暴言を吐き、相手に顔面を殴られる（視力）
	自転車	8	自転車での転倒及び転落8（歯牙5、醜状2、 上肢1）
合 計		18	

通学中の事故は18件で、平成28年度より11件増加している。そのうちの多くが自転車乗車中で、登校中で6件、下校中8件である。高等学校等・高等専門学校では、自転車通学が増加し、原動機付自転車など二輪車の利用もあり、地域の関係機関や専門家等の協力も得ながら危険を安全に体験する実習や危険予測学習の実施や交通法規の遵守、安全な自転車の利用や正しい点検の方法、二輪車の安全運転などについて、体験等を重視した具体的で役立つ指導を実施する必要がある。

4 特別支援学校における事故防止の留意点

学校安全教育研究所

代表 戸 田 芳 雄

特別支援学校では死亡事故が小学部2件、高等部3件の計5件で、平成28年度の2件（中1件、高1件）より3件増加した。障害事故は小学部3件、高等部6件の計9件で、平成28年度の7件（中4件、高3件）より2件増加した。また、供花料支給対象の死亡事故は0件で、平成28年度より1件減少した。

平成29年度は、死亡事故5件のうち、心臓系突然死4件、窒息死（溺死以外）1件であった。休憩時間2件、通学中3件で、教師等が異状に気付き、救急搬送しているが、死亡している。

また、平成29年度は起こっていないが、これまでの例を見ると、プール活動中や休憩時間中に突然発作を起こしたり、給食で食べ物を詰まらせたり、入浴時に溺れたり、不整脈となったりしたほか、食事中に転倒したり、予測しにくい様々な状況で発作を起こしたりして死亡に至るなどしている。いずれの場合も、既往歴の把握と関係者の留意事項等の共通理解、事故発生時の際の迅速な救急対応が求められる。できるだけ教師や支援者などの注意と見守りで早期に対応し重篤化を防ぎたい事故である。もちろん、日頃から努力しているように、障害のある生徒の指導に当たっては、一人一人の障害の程度や内容、体の柔軟性やバランス感覚（姿勢保持力など）、使用している医療器具などに留意し、できるだけ目を離さず注意深く観察しながら行動や危険を予測し、安全に十分配慮して指導・支援にあたる必要がある。

障害が残る事故での給付は、平成28年度より2件増えて9件である。内訳は、各教科等が5件、特別活動（除学校行事）、課外指導、休憩時間、通学中が各1件である。種類別では、歯牙障害4件、上肢切断・機能障害2件、精神・神経障害、胸腹部臓器障害、外貌・露出部分の醜状障害が各1件である。

なお、平成29年度は起こっていないが、これまでの例を見ると、洗顔の準備用ポットで沸かしたお湯による火傷、つまずいて顔面からの転倒や本棚への衝突による歯牙障害、廊下を勢いよく走り、曲がりきれずドアのガラスを手で突き破るけが、プールの壁での頭部打撲、サッカーをしていて他の生徒と衝突、宿泊学習での花火による火傷、歯みがきの際の火傷、宿舎においての転落による障害の残る事故などが発生している。

突然死を防ぐためには、異状を速やかに察知し、迅速な応急処置や救急車の要請などを行うなど日頃からの丁寧な健康観察と適切で迅速な措置が重要である。健康に関して継続管理を要する者には、特に留意する必要がある。異状が発生したときには、「死戦期呼吸」に注意し、普段の規則的な呼吸をしていない場合は「心停止」を疑い、できるだけ速やかに「AED（体外式除細動器）」を使用することが必要である。日本スポーツ振興センター（以下「センター」という。）において、平成26年度に『運命の5分間 その時あなたは～突然死を防ぐために～（動画9分51秒）』を作成しているので、センターHP学校安全Webで確認されたい。

さらに、活動中の転倒、校舎・宿舎からの転落などが起こる可能性（危険）を予測するとともに、お湯を使用する際の温度や置き場の適切な管理を行う必要がある。また、校舎内や校外行事での移動中や様々な設定での自立のための訓練等で、指導者の直接の監視と介助はもちろん、自力で支えるための手すり等の設置、転落・転倒防止などの環境的な支援をすることなども考えられる。さらに、活動の場は転落の危険のない所を選ぶ、姿勢等に注意し指導者等がすぐに支えられる位置に立つ、機械・器具用具を使用するときの子どもの指先・足先の位置を把握する、周囲の器具・柱・柵等をマット等で防護するなどの対策にも配慮する必要がある。

各学校では、前述の映像資料（DVD）を含め、学校安全Webに掲載されている教材カードや調査研究報告書などの資料等を基に、短時間の教職員の研修を複数回実施するなど、事故防止に関する指導力向上を実践されたい。

表1 特別支援学校での死亡事故の発生状況 5件

教科等	活動名等	件数	校種・学年	備 考
休憩時間	休憩時間中	1	高3男	本生徒が排泄のためトイレに入室した。担任が本生徒を呼びにトイレに入室し、呼び掛けたところ、返答がないため、扉上から状況を確認し、本生徒が意識なく、倒れているところを発見した。救急要請とAED心臓マッサージを行い、延命治療を行ったが翌日死亡した。（心臓系突然死）
	始業前の特定時間中	1	高1男	スクールバスで登校し、担任がバスの中へ迎えに行ったところ、顔面・口唇が真っ白で、呼吸停止の状態。意識の確認の際、ビクッと全身が一度動いたが呼び掛けに反応する様子が見られなかった。すぐに胸骨圧迫を行い、救急要請、診療所に運ばれ治療を受けたが、同日死亡した。（心臓系突然死）
通学中	登校（登園）中	1	小6男	本児童は持病があり、祖父の自動車で登校中、後部座席に座っていた本児童に2、3回声を掛けたが顔色が悪かったため車を止めて確認したところ、呼吸が停止していた。すぐに救急車を要請し、救急隊員の指示を聞きながら、人工呼吸等の心肺蘇生法を実施した。本児童は心肺停止の状態、病院へ搬送された。治療を受けたが、意識は回復せず約1か月後に死亡した。（心臓系突然死）
	下校（降園）中	1	小3女	下校時のスクールバス車内で、咳き込んで口から唾液が出ている状態の本児童に乗務員が対応している際、呼吸困難・チアノーゼの症状が出たので、バス内で呼吸介助をした。降車バス停に迎えに来ていた母が吸引し、祖母が心臓マッサージをした。救急隊に引き継いだときには、心肺停止状態だった。ICUで治療を受けたが、翌日死亡した。（窒息死（溺死以外））
	通学（通園）に準ずるとき	1	高2女	見学旅行において現地解散後、保護者とフェリーに乗船中、保護者が本生徒の体調異変に気付いた。消防署員が乗船し処置を施した。港に到着後病院に搬送されたが死亡した。（心臓系突然死）
合 計		5		

表2 特別支援学校での障害事故の発生状況 9件

教科名等	活動名等	件数	校種・学年	備 考
体育（保健体育）	その他	2	小6男	体育の授業で学校近くの山に行き到着後、軽食の調理活動を行った。指導者の一人が鍋に湯を沸かし次の動作に入ろうとしたとき、手が鍋の取っ手に触れて鍋が傾き湯がこぼれて、近くにいた本児童の右上腕・右大腿部にかかり負傷した。（醜状）
			高1男	体育館にて体育の授業中、スポーツテストでグループごと順番にシャトルランをしていた。体育館のステージに足を垂らして待機し、他のグループのやっているのを見ていたところ、急に前のめりに崩れステージの下に落ち、床に顔を強打した。（歯牙）
自立活動		1	小5女	本児童は不安定ながらも矯正靴を使用して独歩が可能である。自立活動の時間に「歩行練習に行こう」と担任が声を掛けたところ、突然一人で廊下へ飛び出し、数m進んだところで両膝を床に着き、そのまま前のめりに倒れて床に顔を打ち付け、上前歯の歯冠が破折した。（歯牙）
その他の教科	作業学習	1	高1男	作業担当教員指導の下、陶芸班の作業学習の授業を行っていた。たたら機（電動ローラーの機械）のスイッチを押し粘土の乗った粘土板を押したところ、指先がローラーに入ってしまったことに気付いた。すぐに、手を引き抜こうと試みたが抜けず、電動ローラーの停止スイッチを押して機械を止め、その後、ローラーの逆送スイッチを押して手を戻した。（上肢）
	専門実習	1	高1男	工業技術科木工コースの専門実習の授業中、本生徒は木材を加工するため、スライド切断機を操作し、切断作業をしていた。右手で操作レバーを降ろし、丸鋸の刃を木材に当てたところ、木材が跳ね上がり、木材を押さえていた左手が丸鋸の下に入り込み、負傷した。（上肢）
特別活動（除学校行事）	その他学級活動	1	高3女	朝のトレーニングで約2km軽く走った。その後、クラス対抗でゲームやダンスを行った。午後から、給食や授業を終え、下校途中に倒れた。（精神・神経）
課外指導	体育的部活動	1	高3男	部活動で、校舎周りのランニング（7周、およそ3km）が終わり、校門前からロータリーを通り、生徒用昇降口に向かい、生徒用昇降口前で水分補給を行った後、意識を失った。心肺蘇生、AEDショックを2回行い心拍再開した。病院に搬送、入院後にICD植込みの手術を行った。（胸腹部臓器）
休憩時間	昼食時休憩時間中	1	小5女	トイレ入り口付近で自分の足にもう片方の足が引っ掛かり、そのまま前方に倒れた。ちょうど顔の辺りに洋式便器があり、手をつくことなく便座で前歯を強打した。（歯牙）
通学中	登校（登園）中	1	高2男	自転車で登校中、橋を渡りきった所の横断歩道を青信号で通行していた。左折してくる車が進入し、ぶつかりそうになったため、車をよけようとしてバランスを崩し自転車から転倒し、顔を強打し、前歯を損傷し、左膝を擦りむいた。（歯牙）
合 計		9		

5 幼稚園・幼保連携型認定こども園・保育所等における事故防止の留意点

福岡大学医学部看護学科

准教授 小 柳 康 子

平成29年4月から日本スポーツ振興センター（以下センター）の災害共済給付対象が拡大され、「一定の基準を満たす認可外保育施設」及び「企業主導型保育事業を行う施設」が追加された。

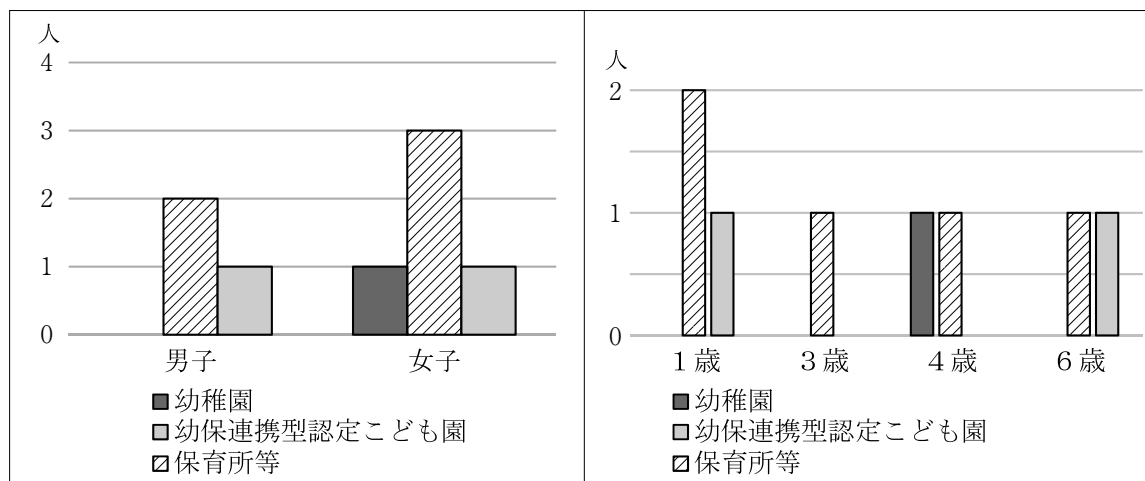
本項では、幼稚園・幼保連携型認定こども園・保育所等の管理下における死亡と障害事故について、給付対象が広がり始めた平成27年度以降を概観しながら、事故発生の状況と事故防止の留意点について述べる。

1. 平成27年度から29年度までの死亡の発生状況

平成27年度から平成29年度までの過去3年間ににおける死亡の報告総数は8件であった。その内訳は、幼稚園1件、幼保連携型認定こども園2件、保育所等5件であった。いずれも保育中に発生している。過去3年では、幼稚園、保育所等で女子の死亡の報告数が男子の報告数より多いが、性別に有意差はない（図1）。図2のように、年齢別では、1歳（37.5%）の発生率が高い。なお、2歳児と5歳児の死亡は見られなかった（図2）。死亡の分類では、突然死75%、窒息死（溺死以外）25%となっており、例年突然死が多い。他と比較して、3歳未満児の在籍が多い保育所等における突然死の報告数が多い傾向にある（図2、図3）。

図1 園種別・性別（平成27～29年度）

図2 園種別・死亡の年齢（平成27～29年度）



発生場所は園舎内75%、園舎外25%であった。一日の多くの時間を過ごす保育室での発生割合が最も高く（50%）、次いでプール（25.0%）となっていた（図4）。

図5は、直前の子どもの様子である。突然死は、中学、高等学校では「運動中」に多いのに対して、幼稚園・保育所では「運動外」に多いことが指摘されている（『突然死予防必携』）。

図3 園種別・死亡の分類別（平成27～29年度）

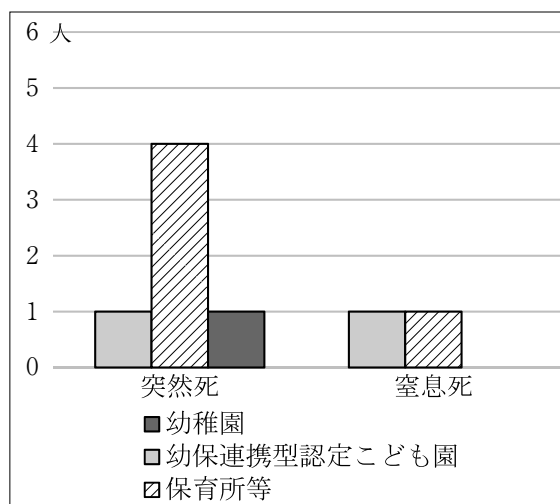
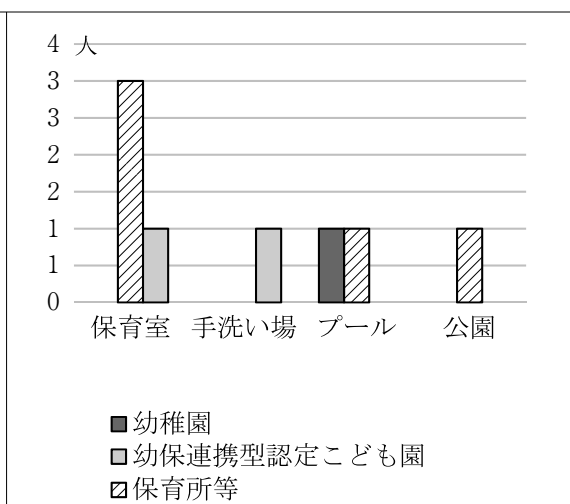


図4 園種別・場所（平成27～29年度）



保育所等で午睡中（「寝ていて」）に異常が発見されるケースが多く見られた（図5）。ただし、午睡中以外においても突然死は発生している。3歳以上児では、「遊んでいて・活動中」「座っていて」突然反応がなくなったりする等の突然死が発生している（図5、図6）。よって、3歳以上児に対しても突然死への適切な対応ができるようにしておく必要がある。

図5 園種別・どうして（平成27～29年度）

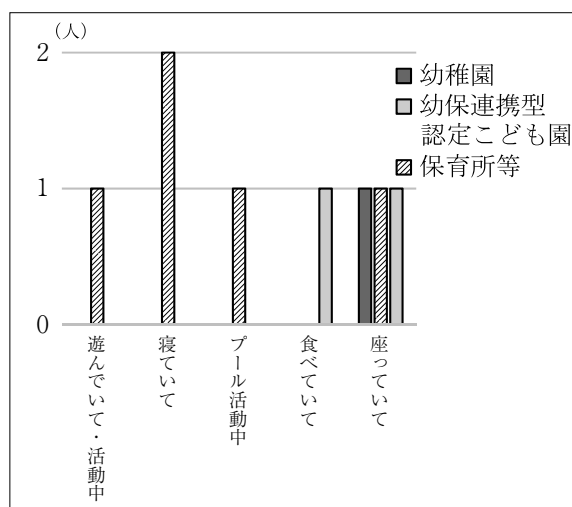
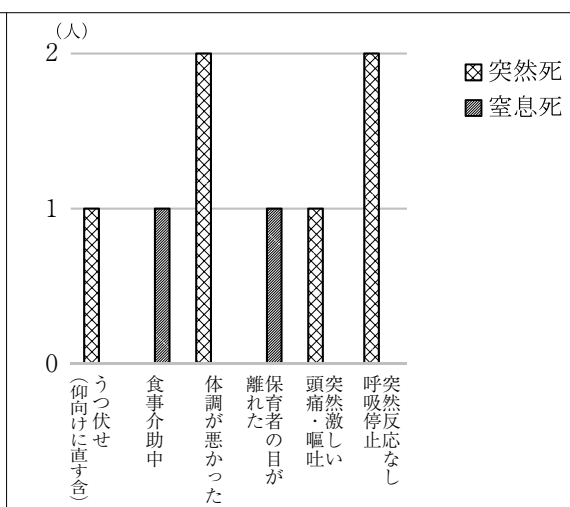


図6 死亡直前の状況（平成27～29年度）



一方、窒息死（溺死以外）の発生は、総数2件であった。次の平成27年度に2件の報告があった。1件は、保育所の食事介助中の窒息死（幼保連携型認定こども園・1歳女子）であり、もう1件は、プール活動中に2名の保育者が目を離した一瞬の間に子どもの命が失われた事故である（保育所等・4歳男子）。保育者は常に最悪の事態を想定して、窒息などの事故防止の徹底を図るべきであるが、もし気道が塞がるような窒息事故が発生したら、わずかな時間でも重症化するため、直ちに窒息時の対応ができるよう応急手当の講習を受けておく必要がある。

・平成29年度における死亡の報告内容と危機管理

平成29年度における死亡の報告総数は3件であり、平成28年度より1件増加した。発生の内訳は、保育所等2件、幼保連携型認定こども園1件であった。うち、以下は保育所等において、

1歳女子の体調が悪かったため寝かせて様子を見ていた際に発生した突然死である。

29死-55	保1歳・女	大血管系突然死
通常の保育を受けていたが、昼食を全く食べなかった。体温が38.7℃だったので、寝かせて様子を見ていたところ本児童は顔色が悪く、口から唾液を流している様子だったので 救急車を要請、病院に搬送されたが同日死亡した。		

突然死は予測困難と言われるが、風邪など子どもの体調不良時や預け始めに発生する例が報告されており、ストレスとの関係性について研究途上にある。心疾患（疑い含む）など生活上の管理指導が必要な子どもはもちろんのこと、全ての子どもについて普段から子どもの健康状態について家庭と情報交換をすることがやはり大切である。特に3歳未満児は、24時間の生活リズムで保育をするために、密な連携を図る。朝の受け入れ時は、だるそうな様子はないか、発熱がないか、食欲はあるか、顔色が悪くないか、息が荒くないかなど、記録表を用いて健康観察のチェックと記録を徹底することも留意したい点の一つである。もし、子どもに異変が起きたら、迅速な対応ができるように心肺蘇生等の研修を行うとともに、緊急時の対応について園における連絡体制をつくっておく必要がある。悪化を最小限に留めるために、センターが刊行している『突然死予防必携』等を参考にして、事前、発生時、事後の危機管理に力を入れたい。（『突然死予防必携』は、センターのホームページからダウンロード可能である。）

Ⅱ. 供花料給付の死亡事故と事故防止

供花料対象の死亡事故とは、学校管理下において発生した死亡で、第三者より損害賠償を受けた場合である。平成29年度は1件の交通事故が発生していた（平成28年度発生なし）。過去3年度では頭部外傷1件と交通事故1件、合わせて2件が報告されている（表1）。これらの事故は、ほかと同様にその予防に一層力を入れる必要がある。

表1 供花料給付の状況

場合	どうして	死亡種別	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	計
保育中	保育所の屋根からの落雪に巻き込まれる	窒息死		1									1
	滑り台をしていてミニトマトを喉に詰まらせる	窒息死		1									1
	食事介助後嘔吐、意識を失う	窒息死		1									1
	おやつの白玉団子を誤嚥する	窒息死						1					1
	立てかけてあったプールによじ登りプールが倒れて下敷きになる	頭部外傷								1			1
通園中	交通事故（徒歩・自動車）	内臓障害	2				1	1					4
		頭部外傷	2	2		3			1				8
		全身打撲		1	1	1						1	4
件数計			4	6	1	4	1	2	1	1	0	1	21

園における交通事故の特徴は、保護者等の送迎時に発生しているということである。交通安全の徹底は、従来から強く言われているにもかかわらず、交通事故の発生は続いている。この

ため、保護者会で送迎の仕方について話し合うとともに、地域、警察などの関係機関とも連携の充実を図りつつ、今後も交通事故防止について一層の努力をする必要がある。

Ⅲ. 障害事故の実態と事故防止

1. 平成27年度から平成29年度までの障害事故の発生状況

障害事故は、総計51件であった。内訳は、幼稚園13件、幼保連携型認定こども園4件、保育所等34件であり、いずれも保育中に発生していた。被災年齢は発生の多い順に、4歳31.4%、3歳17.6%、5歳13.7%であった。障害事故は例年4歳前後の発生が最も多い。今回も3歳以上が74.5%を占める（図7）。性別では、男子45.1%、女子54.9%であり、全体では性別に有意差はない。ただし、過去3年の発生を園種別に見ると幼稚園では女子に多く、保育所等では男子に多かった（図8）。

図7 園種別・年齢別 障害事故(平成27～29年度)

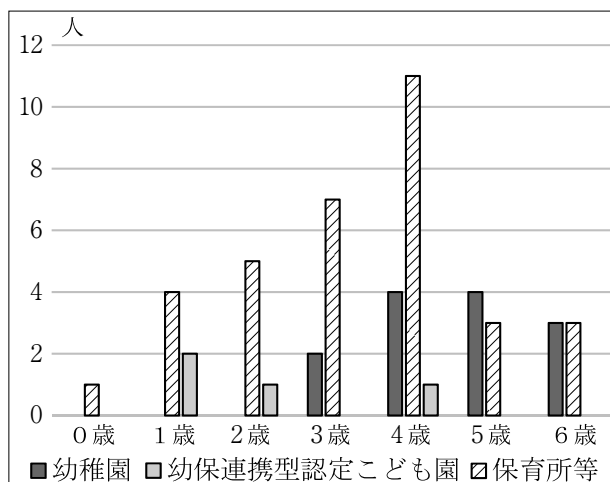
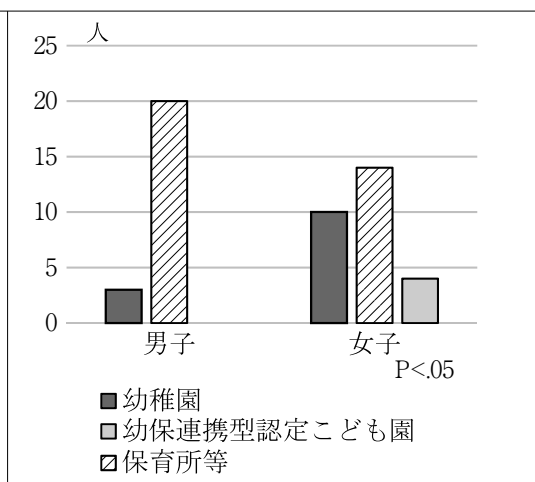


図8 園別・性別 障害事故(平成27～29年度)



障害種別では発生割合の高い順に、外貌・露出部分の醜状障害76.5%、手指切断・機能障害7.8%、精神・神経障害5.9%、上肢切断・機能障害、視力・眼球運動障害、各々3.9%、聴力障害2.0%であった。園種別では、いずれの園も共通して外貌・露出部分の醜状障害が最も多かった（図9）。また、発生部位は、顔部（頬、眉、顎）35.3%、額部25.5%、露出部分全体（手指腕顔）9.8%、腕、手指各々7.8%、頭部5.9%、顎部、眼部各々2.0%であった。センターの報告では、小学校では上肢のけがが多く、中学、高等学校になるにつれて下肢のけがが多くなるという傾向が明らかにされている。幼稚園・幼保連携型認定こども園・保育所等で最も発生割合の高い部位は、「顔部」であった。園種にかかわらずいずれの園も、首から上（首、顔部、額部、頭部、眼、耳）の報告数が最も多い（図10）。乳幼児は頭が大きいという身体特性からバランスを乱しやすく、頭部打撲や首から上のけがに結びつきやすいことはかねてから指摘していることである。首から上は、脳や神経など重要な器官があるため、受傷直後は、外見を見るだけでなく、声を掛ける対応が大切である。声掛けに反応があるか、声を出して泣いているか観察し、むやみに動かさず、必要に応じて迅速に救急車を要請し、それ以上悪化させないことが発生時の危機管理として重要である。

図9 園種別・障害種別（平成27～29年度）

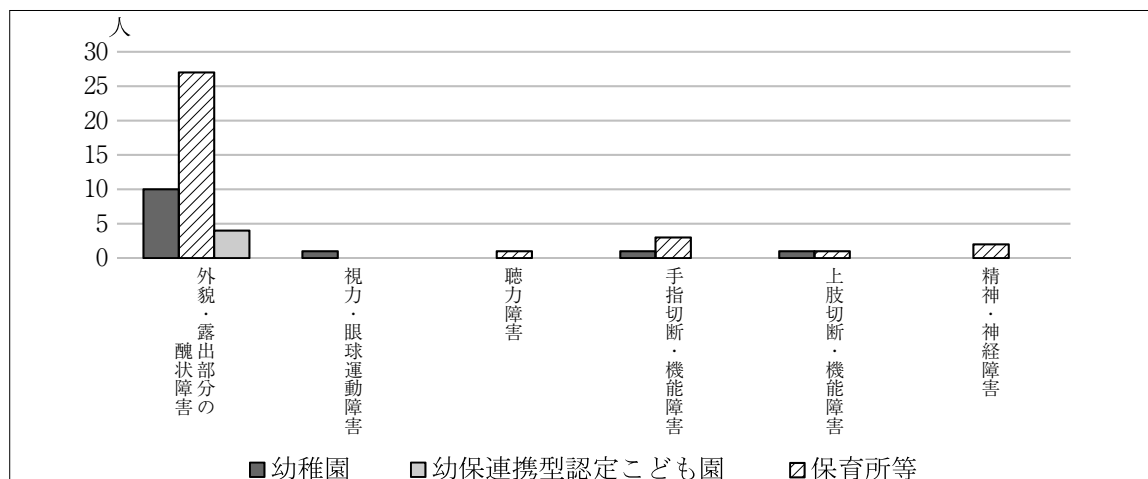
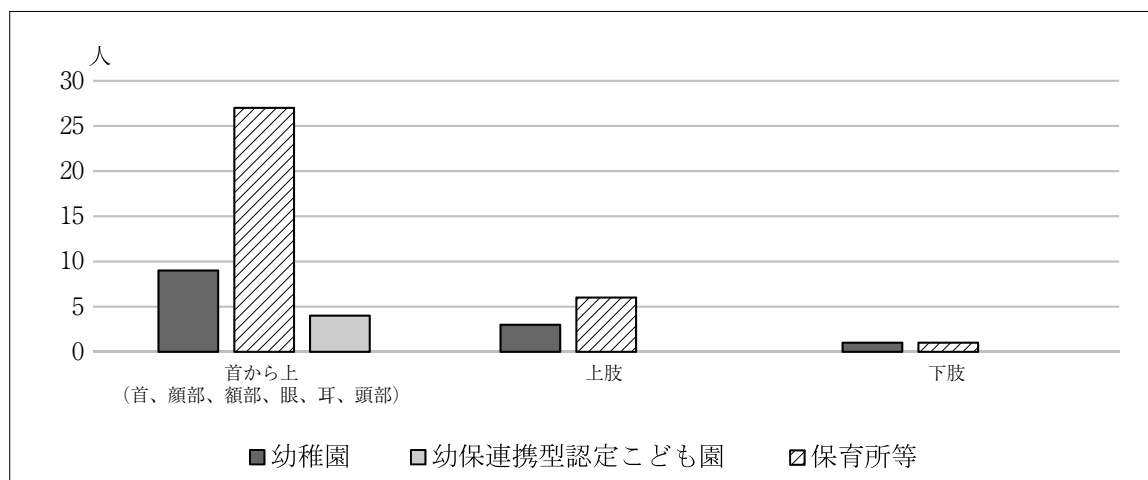


図10 園種別・部位（平成27～29年）



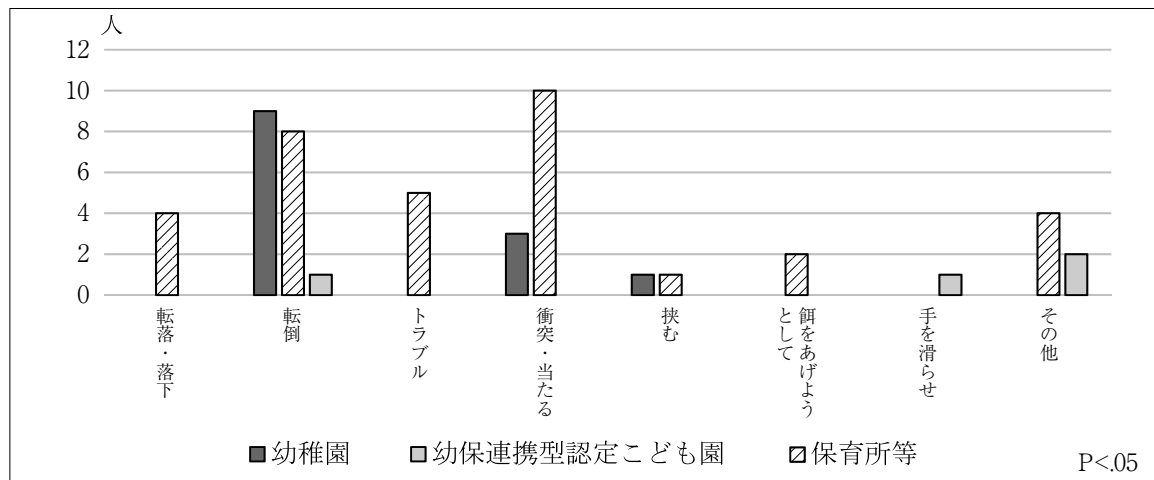
「いつ」発生したかについては、「保育中・室内遊び」、「戸外遊び」が各々31.4%と発生割合が高く、次いで「移動中」19.6%、「登園直後」3.9%、「準備中（降園、午睡）」各々2.0%等であった。「登園直後」、「準備中（降園、午睡等）」等は、目が届きにくい時間帯であるため注意が必要である。

発生場所は、「園舎内」74.5%、「園舎外」15.6%、「園外」9.8%であった。具体的には保育室（41.2%）の発生率が高く、次いで運動場・園庭15.7%、体育・遊戯施設5.9%、廊下9.8%等であった。園種別では、保育所等や幼保連携型認定こども園は保育室で障害事故が発生する割合が高く、幼稚園は運動場・園庭の発生割合が高かった。

図11に、園種別に子どもが「どうして」障害事故が発生したかを示した。幼稚園では「転倒」が多く、保育所等は、「衝突・当たる」や「転倒」の報告が多かった。なお、幼保連携型認定こども園は、「転倒」と「手を滑らせて」が各々1件であった。

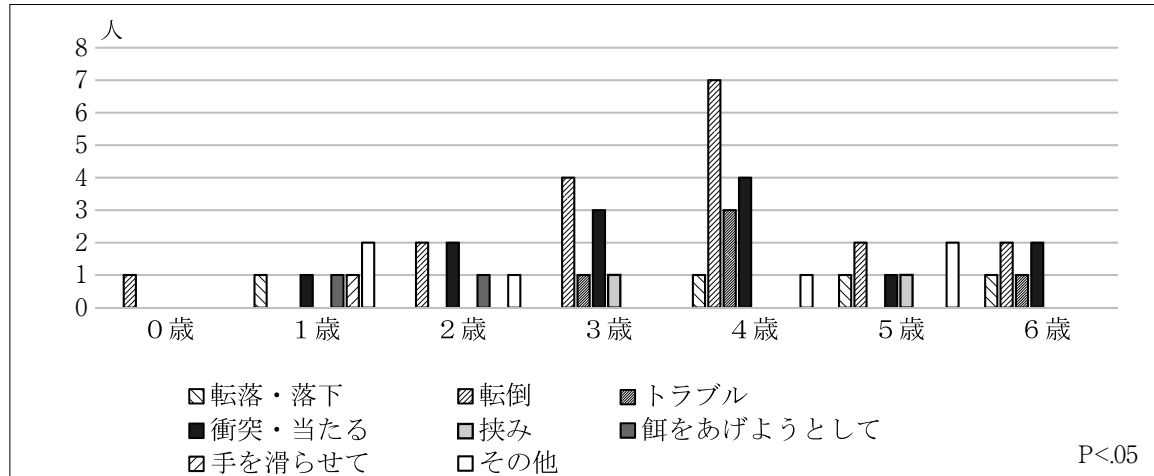
年齢と要因をクロス集計した結果、発生割合の高い「転倒」「衝突」は、ともに4歳、次いで3歳に多かった（図12）。

図11 園種別・要因（どうしていて）（平成27～29年度）



3・4歳になると活動が活発になり、転倒や衝突にも勢いがあるため重症化しやすいことがうかがえた。このような行動特性を理解して、異年齢児が混じるときは、低年齢児に特に注意する必要がある。遊びを分けたり、狭い場所に密集しすぎていないか、広い場所でも興味が集中していないか等子どもの目線で配慮する。また、「転倒」や「衝突」に対しては、ロッカーの角などにはあらかじめ保護材を巻いたり、倒れにくいように固定したりする。これらは一部であるが、園に合わせて安全な環境を構成し、事故を未然に防止したいものである。

図12 年齢と要因（どうしていて）（平成27～29年度）



2. 平成29年度の障害事故の報告内容と事故防止

平成29年度の障害事故は14件発生しており、平成28年度より5件減少した。その内訳は、幼稚園5件、保育所等9件で在り、幼保連携型認定こども園の障害事故の報告はなかった。内容を園種別に見よう。

表2は、平成29年度の幼稚園における障害事故の報告内容をまとめたものである。「転倒」によって「切った」ために、「外貌・露出部分の醜状障害」に至る事故のパターンが見てとれる（No.1～No.4）。遊具遊びにおいて、友人が押して足を踏み外したというNo.2の報告は、本人以外の第三者が関わって発生した事故である。遊具遊びは、発達段階に合わせて自分たちで

遊びのルールを決めたりして、子ども自らが安全な行動ができるよう遊び方の指導をすることが重要なことは言うまでもない。

表2 平成29年度の幼稚園における障害事故の発生状況

No.	番号	年齢	性別	いつ	どこで	直前の動作	どうして	どこを	どうした	障害種別
1	29障389	3	女	教室へ移動中	廊下	走っている	転倒	眉	切った	外貌・露出部分の醜状障害
2	29障394	4	女	綱渡り中	体育・遊戯施設（総合遊具）	友人が押して足を踏み外し		顎		
3	29障391	4	男	サーキット遊び中	運動場・校庭（園庭）	足を踏み外し		大腿		
4	29障397	6	男	保育中	遊戯室	段差につまずき		額		
5	29障396	5	女	弁当後机を片付けているとき	教室（保育室）	机の脚を折りたたんだとき	挟む	手指		手指切断・機能障害

また、数は少ないものの過去の発生状況を見ると、類似する障害事故が繰り返し発生している例がある。No.5の指を挟むことによって手指切断・機能障害となった事故もその一つである。

29障-396	幼5歳・女	手指切断・機能障害
弁当後、グループの友人で机を片付けていたところ、机の脚を折り畳んだとき、脚の付け根部分に左手薬指が挟まり切傷、開放骨折した。		

折り畳み式の机やいすの開閉部分は小さな子どもの指を挟みやすく、これまでも園における開放骨折や指切断等の原因となっていた。例えば、保育士が食事用テーブルを開いているときに本児が「瞬間、開閉部分に指を入れ」たり（21障-448）、「本児が折りたたみいすを引き倒し」指をはさんだり（20障-449）、折りたたみの移動式鉄棒を片付けていたときに「本児がかけより左小指の先を折りたたみ部分に差し入れる」（24障-400）等、子どもが危険箇所近づかないように見守っていても、数秒で事故は発生する。

効果的な事故防止のためには、「危険箇所をなくす」ことである。全職員で危険箇所を点検して対策を検討し、対策の共通理解と事故防止の徹底を図る必要がある。

次に、表3は平成29年度の保育所等における障害事故の報告内容である。保育所等では、1歳から6歳まで発生年齢に幅があり、「転倒」「衝突」「転落・落下」して、「打つ」「切る」「引っ掛かれた」等、受傷機転も多様であった。4歳以上になると「総合遊具の下に潜り込み出ようとして鉄製梁^{はり}にぶつかる」等複雑な動きによって、事故が発生していた。

No.4は「夕方の保育中」の発生である。近年、乳幼児の保育が長時間化しているという問題がある。長時間の保育では子どもが疲れてトラブルや事故を起こしやすい傾向にある。少人数で過ごすことができるようにコーナー保育にするなど夕方の過ごし方について配慮することがやはり基本的に大切である。

表3 平成29年度の保育所等における障害事故の発生状況

No.	番号	年齢	性別	いつ	どこで	直前の動作	どうして	どこを	どうした	障害種別
1	29障390	4	男	降園準備中	教室（保育室）	ロッカーによじ登り立ち上がってバランスを崩し	転落・落下	腕	腕をついた	上肢切断・機能障害
2	29障385	1	男	戸外保育	公園	昇降遊具を昇ろうとして	転落・落下	頭部	打った	精神・神経障害
3	29障398	6	男	鉄棒の練習中	遊戯室（鉄棒）	着地時に足より先に手を放し	転落・落下	顔		視力・眼球運動障害
4	29障386	2	女	夕方の保育中	教室（保育室）	つまずいて	転倒	額		外貌・露出部分の醜状障害
5	29障395	4	女	帰り支度中	教室（保育室）	足を滑らせて遊びながら荷物を取りに行ったため	転倒	露出部		
6	29障393	4	男	鬼ごっこをしているとき	体育・遊戯施設（統合遊具）	総合遊具の下に滑り込み出ようとして鉄製梁にぶつかり	衝突・当たる	額	引っ掛けられた	
7	29障387	3	男	保育中	運動場・（園庭）	他の女子児童に嫌がることをして	トラブル	頬		
8	29障388	3	女	園外保育	その他（動物園）	走り出して	転倒	顔腕	切った	
9	29障392	4	男	受渡し後	階段	額を押さえている本児を発見	その他(不明)	額		

また、登園直後や降園準備中は、保育士の眼が届きにくい時間帯であるため、事前の事故防止として、降園準備中の過ごし方を子どもたちと話し合っておくことも一つの方法である（No.1、No.5）。

先に述べたように、もしも事故が発生したときには、それ以上悪化させない適切な対応が必要である。以下はその教訓となるような鉄棒における事故の事例である。

29障-398 保6歳・男 視力・眼球運動障害

遊戯室にて鉄棒の練習中（手と足を使ってのぶら下がり～おさるさん状態～の練習中）、着地時に、足より先に手を放してしまったことにより落下。顔をマットにぶつけた。直ちに声を掛けると「鼻が痛い」との訴えがあったので、鼻、口、眼鏡を調べたところ、鼻からの出血があった。口の中の異常は見られなかった。また、眼鏡に力が加わった形跡（鼻、目の周囲も）確認できなかったので様子を見た。

鉄棒の事故を防止するためには、年中児ぐらいから練習し、初めは保育者がしっかりと子どもを支える。鉄棒は、子どもの成長にあった高さや太さを選び、手の握り方など遊び方を伝えていく。また、手を離したら落ちることについては、子どもに気付かせたい危険である。

【29障-398】では、鉄棒から落下して、顔をマットで打った際、表面的な傷や出血のみを観察し、異常は見られなかったとして様子を見ている。記載内容だけでは状況が不明な点もあるが、顔を打った場合は、表面の傷だけでなく眼窩底骨折という事態も想定して、眼の観察を忘れないようにしたいものである。

過去にも幼児の視力・眼球運動障害は複数発生している。その主要因は、大きく表4のような4つの特徴があった（その他を除く）。第一は、転倒等して顔を地面で打つ。第二は、ほかの子どもと衝突して、ほかの子どもの体で顔（眼）を打つ。第三は、環境が影響して物で眼を打ったり傷つけたりする。第四は、ほかの子の危険な行為によって眼を打ったり傷つけたりすることが原因で発生していた（表4）。第三や第四のように、直接的に眼を打ったり眼を傷つけたりした際は、眼の異常に気が付きやすい。しかし、第一や第二のように、顔を打った場合

は、子どもは異常を言葉に出して説明することが難しいため、表面的な出血や傷だけにとらわれず、他に異常はないか観察することが大切である。例えば、「ブランコから飛び降り、バランスを崩し顔面から前に倒れる【22障-464】」事例では、手術加療後も複視が残っている。子どもにとってはその後の生活に大きな影響を与えるため、それ以上悪化させない適切な対応を心掛けたい。

表4 園の管理下における視力・眼球運動障害の主な要因

No	要因	子どもの状況
1	転倒等して顔を地面で打つ	・バランスを崩して転倒し目の横を打った【17障418】
		・セメント地の通路に転倒して右額と右頬を強打【19障497】
		・ブランコから飛び降り、バランスを崩し顔面から前に倒れる【22障464】等
2	ほかの子どもと衝突してほかの子どもの体で顔（眼）を打つ	・廊下を走っていて教室の入り口付近で他の園児と出会い頭に衝突【20障443】
		・遊具の間から飛び出してきた本児と周りを走っていた女兒がぶつかり、女兒の頭が顔面にぶつかった【20障463】
		・隣の幼児の頭が目に当たった【27障425】等
3	環境が影響して物で眼を打ったり傷つける	・友人が蹴ったゴムマリが2 mの距離から左眼に当たった【18障477】
		・保育所の入り口で友人と衝突し、そばにあった下駄箱で左眼を打撲【18障494】
		・転倒してタオルかけフックで眼を打つ【21障443】
		・鉄製の鞆かけが倒れて目を打つ【23障375】
		・転倒して上を向いた蛇口が眼に当たる【24障409】等
4	ほかの子の危険な行為によって眼を打ったり傷つける	・隣の友人の割り箸で作った釣竿の先が本児の目に当たった【18障479】
		・はさみを使うしぐさをしていて目を傷つけてしまった【19障473】
		・園庭にて他児と石の投げ合いをして左目に当たった【20障461】
		・他児が持っていた小枝を振り回し本児の眼に当たった【25障373】等

また、他の幼児が危険な行動をしたことによって眼を打ったり傷つけたりしている事例も複数ある（No 4）。このような事故を何としても防ぐために、事故を参考にして枝を振り回したり、石を投げたりすることの危険性を繰り返し伝えとともに、保育中に割り箸やハサミ等の道具を使うときには事前に使い方を説明したり、出す順序を考える等危険を予知した保育を行うことが大切である。

おわりに

近年、保育所等があらわす園の特性は多様化しており、園種別による差が一層表れにくくなっている。今後は、園種別のみならず、データの蓄積とともに乳幼児を全体として捉え、性別や年齢などからの分析を加える必要がある。

何よりも重要なことは、まず事故を未然に防ぐことである。事故事例を参考にして、各々の園で発生した事故やヒヤリ・ハットについて全職員で防止策を話し合うことが園独自の有効な事故防止策となる。また、緊急事態に備えて連絡体制を整備しておくことはもとより、非常勤職員を含めて全職員が緊急時の体制についてシミュレーション（模擬訓練）研修を受けることができるよう地域関係機関も協力して事故防止に取り組みたいものである。